

第2回野田市総合計画審議会 次第

日時 令和3年11月15日（月）
午後1時30分から
場所 市役所 8階大会議室

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 議題

野田市総合計画後期基本計画の素案について

- （1）基本目標1（自然環境と調和するうるおいのある都市）
- （2）基本目標4（安全で利便性の高い快適な都市）
- （3）基本目標6（活力とにぎわいに満ちた都市）
- （4）その他

- 4 閉会

総合計画基本計画「施策の内容・主な事業」修正箇所比較表

No.	基本 目標	基本 方針	施策	頁	現状	修正後	修正目的及び理由
①	【1】調和する うおいのある都市	【1】自然環境の 保全・再生・利活用 の推進	環境保全 の推進	32 33	【主な事業】生物多様性の保全	【主な事業】 生物多様性のだ戦略の改訂と推進	生物多様性を生かした取組をさらに推進するため。

No.	基本 目標	基本 方針	施策	頁	現状	修正後	修正目的及び理由
②			不法投棄 の撲滅・ 環境美化 の推進	35 36	【主な事業】 環境美化意識の啓発 【主な事業】 ゴミゼロ運動等の環境美化活動の推進 【主な事業】 不法投棄パトロールの強化 【施策の内容】 清潔で快適な生活環境を確保するため、市内の道路、河川等に不法投棄されたごみや空き缶等の清掃について、市民等の協力を得ながら実施しているゴミゼロ運動や江戸川クリーン大作戦、地域において自治会等が実施する環境美化運動の拡充を検討します。また、野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例に基づき、各種施策を推進します。 不法投棄対策については、実施中の施策を見直すとともに、新規施策を検討の上、導入します。	【主な事業】 不法投棄パトロールの強化 【主な事業】 ゴミゼロ運動等の環境美化活動の推進 【主な事業】 環境美化意識の啓発 【主な事業】 ポイ捨て禁止条例に基づいた施策の推進 【施策の内容】 清潔で快適な生活環境を確保するため、市内の道路、河川等に不法投棄されたごみや空き缶等の清掃について、市民等の協力を得ながら実施しているゴミゼロ運動や江戸川クリーン大作戦に参加する団体等が増えることで、一層の環境浄化につながることから、新たな参加団体等の確保に努めます。 また、ポイ捨て禁止を子供の頃から意識付けするよう教育や学校単位でのゴミゼロ運動の実施についても教育委員会と連携し協議を進めます。 なお、地域において実施する環境美化運動については、多くの自治会等が実施できる体制の充実に努めます。 さらに、「野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例」に基づき実施しているポイ捨てパトロールについては、重点地区を除いた駅についても実施回数を増やすなどの強化を図ってまいります。	不法投棄に対応するために実施している施策の見直しを図り、確認された課題及び対応策を追加。
③	【1】調和する うるおいのある都市	【2】循環型社会の推進	ごみの減 量・リサ イクルの 推進	36	【施策の内容】 循環型社会を目指し、廃棄物減量等推進員を中心としたごみの減量活動や市民の理解と協力により、ごみの減量・分別排出・資源回収を推進し、確実にごみ量が削減されていましたが、平成24年度については一人1日当たりの排出量が増加に転じてしまいました。野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）では、新清掃工場の建設を見据えて、建設地の地元負担軽減のため、ごみの減量化施策によって、施設規模の縮小を進めることを定めています。具体的な減量目標値として、目標年度である平成33年度には基準年度である平成22年度に対して一人1日当たりの排出量の30%削減を掲げています。 目標達成に向けて、ごみ減量施策について廃棄物減量等推進審議会に諮りながら、市民・事業者・行政が一体となって施策を実施する必要があります。特にごみ量増加の一因である事業系ごみの排出抑制に向けて、引き続き、事業者に対して指導強化を行い、ごみの減量化を図ります。また、廃棄物の安定的な処理を図るためには、自区内処理を完結することが必要であることから、今後も一般廃棄物最終処分場の確保に努めます。	【施策の内容】 循環型社会を目指し、廃棄物減量等推進員を中心としたごみの減量活動や市民の理解と協力により、ごみの減量・分別排出・資源回収を推進し、確実にごみ量が削減されていましたが、平成24年度については一人1日当たりの排出量が増加に転じてしまいました。野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）では、新清掃工場の建設を見据えて、建設地の地元負担軽減のため、ごみの減量化施策によって、施設規模の縮小を進めることを定めています。具体的な減量目標値として、目標年度である令和3年度には基準年度である平成22年度に対して一人1日当たりの排出量の20%削減を掲げています。 目標達成に向けて、ごみ減量施策について廃棄物減量等推進審議会に諮りながら、市民・事業者・行政が一体となって施策を実施する必要があります。特にごみ量増加の一因である事業系ごみの排出抑制に向けて、引き続き、事業者に対して指導強化を行い、ごみの減量化を図ります。また、廃棄物の安定的な処理を図るため、引き続き一般廃棄物最終処分場の確保に努めます。	野田市一般廃棄物処理基本計画において、目標年度である令和3年度には基準年度である平成22年度に対して一人1日当たりの排出量の30%削減を掲げていましたが、中間年度である平成28年度までの減量状況等を踏まえ、令和3年度の減量目標を30%から20%に下方修正したため。 また、最終処分場は自区内処理を完結させるため必要な施設であるが、市内では優良農地が多く存在し、その確保が困難な状況であることから、他の市町村と連携等による広域的な処理も含めた整備に努めることとしたため。
④			再生可能 エネル ギーの利 活用	35 37	【主な事業】 「再生可能エネルギーの利活用の検討」 【施策の内容】 東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故を契機に、再生可能エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入等による「災害に強く、低炭素な地域づくり」が国を挙げての課題となっています。野田市では、公共施設における省エネルギー化に取り組むとともに、再生可能エネルギーの推進を_____検討します。 また、温室効果ガス※1の排出による温暖化問題は、地球的規模で影響する環境問題として、国や地方自治体、事業者、国民等が一体となって温室効果ガスの削減に取り組んでいます。その取組の一環として、二酸化炭素の排出量の削減を進めるため、_____環境に配慮したエネルギー源の利用促進に取り組んでおり、住宅用太陽光発電システムを始めとする、再生可能エネルギー等を利用した住宅用省エネルギー設備の普及拡大に向けて、住宅用省エネルギー設備設置補助金を交付しています。	【主な事業】 「ゼロカーボンシティの推進」 【施策の内容】 東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故を契機に、再生可能エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入等による「災害に強く、低炭素な地域づくり」が国を挙げての課題となっています。野田市では、公共施設における省エネルギー化に取り組むとともに、再生可能エネルギーの推進を引き続き検討します。 また、温室効果ガス※1の排出による温暖化問題は、地球的規模で影響する環境問題として、国や地方自治体、事業者、国民等が一体となって温室効果ガスの削減に取り組んでいます。その取組の一環として、二酸化炭素の排出量の削減を推進する「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。これまでも環境に配慮したエネルギー源の利用促進に取り組んでおり、住宅用太陽光発電システムを始めとする、再生可能エネルギー等を利用した住宅用省エネルギー設備の普及拡大に向けて、住宅用省エネルギー設備設置補助金を交付しています。	環境省が、令和2年2月に「2050年ゼロカーボンシティについて」の資料を公表しており、令和3年9月末現在で、464の自治体（40都道府県、278市、10特別区、114町、22村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明していたこと。また、当時の小泉環境大臣が改めて各自治体に「ゼロカーボンシティ」を目指すことへの支援・協力を要請していることを受け、「第3次実行計画」を着実に進めるとともに、千葉県の実行計画同様、市民や各事業者、行政が一体となって地球温暖化対策を進め、令和4年度からの「第4次実行計画」において、「2050年ゼロカーボンシティ」を宣言することとしたため。 「ゼロカーボンシティの推進」を宣言したことを追加したため。

No.	基本 目標	基本 方針	施策	頁	現状	修正後	修正目的及び理由
				37	【施策の内容】 しかし、本制度は、国・県の補助事業の継続等について先行きが不明瞭であり、また、設備の技術的進歩や普及拡大により、設備の設置単価が低廉化していることから、当面は補助制度を継続し、国や県の動向を見極め、本制度や支援の在り方を検討します。	【施策の内容】 しかし、本制度は、国・県の補助事業の継続等について先行きが不明瞭であり、また、設備の技術的進歩や普及拡大により、設備の設置単価が低廉化していることから、当面は補助制度を継続し、国や県の動向を見極め、本制度や支援の在り方を検討します。 <u>その他に、近年では太陽光パネルを設置するために山林が伐採され、二酸化炭素を吸収する緑が減少傾向にあることから、「ゼロカーボンシティ」の推進を図りつつ、緑を保全するための施策を推進します。また、太陽光パネルの適正な設置を推進するため、工事前に周辺住民の意見等の確認を義務付けするなどの取組を引き続き行います。</u>	山林伐採を伴う太陽光パネルの設置が増えていることから、その対応策及び適正な設置を推進するため、周辺住民の意見等の確認を事業者に義務付けたことを追加したもの。

No.	基本 目標	基本 方針	施策	頁	現状	修正後	修正目的及び理由
⑤	【1】調和する うおいのある都市	【3】生活環境の整備	上下水道の整備促進	40 41	【主な事業】 柏寺落し掘水路の整備	【主な事業】 削除	事業が完了したため。

No.	基本 目標	基本 方針	施策	頁	現状	修正後	修正目的及び理由
⑦			道路交通 体系の整 備	80 81	【主な事業】千葉柏道路（国道１６号バイパス）の整備促進	【主な事業】 千葉北西連絡道路の整備促進	名称の訂正
				80 81	【主な事業】市道船形吉春線 【施策の内容】 また、野田市の道路ネットワークの確立に向けて、市内の国道及び県道を軸に都市計画道路で補完する道路網整備を推進します。 そして、野田市の外郭環状道路網を形成する、 <u>市道船形吉春線</u> 、都市計画道路今上木野崎線の整備を推進します。	【主な事業】 削除 【施策の内容】 また、野田市の道路ネットワークの確立に向けて、市内の国道及び県道を軸に都市計画道路で補完する道路網整備を推進します。 そして、野田市の外郭環状道路網を形成する、 <u>都市計画道路今上木野崎線の整備を推進します。</u>	事業が完了したため。
⑧	【４】安全で利便性の高い快適な都市	【２】安全で快適な都市基盤の整備	道路等の都市インフラの安全性と利便性の確保	83	【施策の内容】 野田市の交流の拠点となる安全で快適な中心市街地のまちづくりを実現するため、特に、野田市駅、愛宕駅周辺地区については、東武野田線連続立体交差事業と一体となった土地区画整理事業や街路事業等の都市基盤整備を推進します。これによって、中心市街地にふさわしい商業機能や各種の都市機能が立地する条件づくりを目指し、駅前広場や駅前線等の道路や雨水排水等の整備により、自動車と歩行者の分離及び駅へのアクセス向上を図り、ゲリラ豪雨等への安全性も確保します。また、歴史的資源や自然環境を活かしながら他市にない魅力的なまちづくりを推進します。	【施策の内容】 野田市の交流の拠点となる安全で快適な中心市街地のまちづくりを実現するため、特に、野田市駅、愛宕駅周辺地区については、東武野田線連続立体交差事業と一体となった土地区画整理事業や街路事業等の都市基盤整備を推進します。これによって、中心市街地にふさわしい商業機能や各種の都市機能が立地する条件づくりを目指し、駅前広場や駅前線等の道路や雨水排水等の整備により、自動車と歩行者の分離及び駅へのアクセス向上を図り、ゲリラ豪雨等への安全性も確保します。また、歴史的資源や自然環境を活かしながら他市にない魅力的なまちづくりを推進します。 <u>なお、現在の国の設置基準（時間雨量50ミリ）を上回る近年の異常気象によるゲリラ豪雨等については、被害軽減を行うための地域に応じた対策（調整池等）を行います。</u>	近年のゲリラ豪雨等に応じた対策を追記
				83	【施策の内容】 <u>リサイクルセンターを建設するに当たり、地元自治会と平成22年6月4日に締結した「野田市新不燃物処理施設建設に関する協定書」に基づき、周辺道路整備等を行っています。また、整備期間は、本協定書締結後、おおむね７年以内に完了することとなっています。</u>	【施策の内容】 削除	事業が完了しているため。
⑨			個性と魅力あふれる市街地の形成	80 84	【主な事業】東新田土地区画整理事業	【主な事業】 削除	事業が完了したため。
				80 84	【主な事業】 _____ 【施策の内容】 野田市の地域特性を活かしつつ、周辺環境に配慮した秩序ある安全かつ快適な市街地整備を図るため、土地区画整理事業による公共施設の整備改善等を行い、無秩序な市街地形成を抑制し、計画的な市街地を整備します。	【主な事業】 土地区画整理確約地区のまちづくり（地区計画） 【施策の内容】 野田市の地域特性を活かしつつ、周辺環境に配慮した秩序ある安全かつ快適な市街地整備を図るため、土地区画整理事業による公共施設の整備改善等を <u>行うとともに地区計画により、</u> 無秩序な市街地形成を抑制し、計画的な市街地を整備します。	新規事業「土地区画整理確約地区のまちづくり（地区計画）」を追加したことから、地区計画というまちづくり整備手法を追記したため。

No.	基本 目標	基本 方針	施策	頁	現状	修正後	修正目的及び理由
⑩	【4】安全で利便性の高い快適な都市	【3】公共交通の充実	鉄道や市内バス等の公共交通環境の充実	87 88	【主な事業】地域のニーズを踏まえたコミュニティバス（まめバス）の充実 【施策の内容】 市民の足として定着しているコミュニティバス（まめバス）については、_____地域のニーズを踏まえた更なる利便性の向上を図ります。また、_____ 市民の日常生活の利便性の向上のため、路線バス等についても市民にとって利用しやすい交通の在り方等について検討を行うとともに、関係機関に路線の維持・整備を要請します。	【主な事業】地域のニーズを踏まえたコミュニティバス（まめバス）の充実及び交通不便地域におけるデマンド交通の導入等 【施策の内容】 市民の足として定着しているコミュニティバス（まめバス）については、民間路線バスの運行も含め、地域のニーズを踏まえた更なる利便性の向上を図ります。また、まめバスや民間路線バスが運行していない交通不便地域において、デマンド交通の導入等、移動支援事業を実施します。 市民の日常生活の利便性の向上のため、路線バス等についても市民にとって利用しやすい交通の在り方等について検討を行うとともに、関係機関に路線の維持・整備を要請します。	新規事業「地域のニーズを踏まえたコミュニティバス（まめバス）の充実及び交通不便地域におけるデマンド交通の導入等」の追加に伴う修正

No.	基本 目標	基本 方針	施策	頁	現状	修正後	修正目的及び理由
⑪	【6】 活力とにぎわいに満ちた都市	【1】 地域産業の振興	商業の魅力向上による商店街等の活性化	100	【施策の内容】 消費者の新たな需要は、スーパーマーケットや通信販売等に向けられており、かつてのような中心市街地の商店会のにぎわいを取り戻すことは難しい状況にあるため、既存商店の安定した経営が継続できるよう、国の地方創生施策に注視しつつ、空き家バンク制度※1 _____や起業家支援事業を活用した活性化策を講じます。	【施策の内容】 消費者の新たな需要は、スーパーマーケットや通信販売等に向けられており、かつてのような中心市街地の商店会のにぎわいを取り戻すことは難しい状況にあるため、既存商店の安定した経営が継続できるよう、国の地方創生施策に注視しつつ、空き家バンク制度※1 や 空き店舗活用補助金制度 のほか起業家支援事業を活用した活性化策を講じます。	活用可能な制度の追加
				100 101	【主な事業】 _____	【主な事業】 商品開発支援事業	令和3年度から開始した商品開発支援事業を追加
⑫			農業の活性化の推進	100 101	【主な事業】 水田自給力向上対策事業 【施策の内容】 農業者の高齢化や後継者不足により増加する遊休農地の解消のため、新規就農者の発掘や地域営農の育成に努め、担い手となる農業者にブロックローテーション※1等により農地を集約し、さらに、機械化による大規模化を進め、制度資金や援農制度の利用等により経営の安定化を図ります。あわせて、かんがい排水事業により農業基盤を整備するとともに、みどり豊かな自然環境を活かした農業の推進により、野田市産の農産物のブランド価値を高めるなど、野田市独自の農業の展開を図ります。	【主な事業】 水田営農確立対策事業 【施策の内容】 農業者の高齢化や後継者不足により増加する遊休農地の解消のため、新規就農者の発掘や地域営農の育成に努め、担い手となる農業者にブロックローテーション※1等により農地を集約し、さらに、機械化による大規模化を進め、制度資金や援農制度の利用等により経営の安定化を図り 水田営農の確立を進めます 。あわせて、かんがい排水事業により農業基盤を整備するとともに、みどり豊かな自然環境を活かした農業の推進により、野田市産の農産物のブランド価値を高めるなど、野田市独自の農業の展開を図ります。	野田市の農業はブロックローテーションや団地化による農地の集約を根幹とし水田営農の確立を推進しているところであり、自給力向上を目指したものではないことから、実施している施策の実情に合わせて、名称を変更するもの。
				101	【施策の内容】 また、T P P（環太平洋戦略的経済連携協定） _____等の農業政策や社会情勢の変化に適切に対応し、農業経営安定のための対策を講じます。	【施策の内容】 また、T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）、 みどりの食料システム戦略 等の農業政策や社会情勢の変化に適切に対応し、農業経営安定のための対策を講じます。	農林水産省は今年度、持続可能な食料システムの構築に向け「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工、流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進していることから、これに沿った施策を推進するため追記
⑬			新たな事業創出や起業を通じたまちの活性化と人材育成	100 102	【主な事業】 _____ 【施策の内容】 また、広域幹線道路ネットワークの強化に合わせ、関宿地域の活性化策等、新しい産業を創出し、地方創生につながる施策を検討します。 _____ _____	【主な事業】 土地区画整理事業による工業団地整備事業 【施策の説明】 また、広域幹線道路ネットワークの強化に合わせ、関宿地域の活性化策等、新しい産業を創出し、地方創生につながる施策を検討します。 都市計画分野の整合を図り、野田市都市計画マスタープランの見直しを行います。	新規事業である「土地区画整理事業による工業団地整備事業」については、市街化区域への編入が必須であるが、現在、都市計画の基本方針に位置付けがないことから、都市計画マスタープランの見直しが必要になるためこれを追記する。

No.	基本 目標	基本 方針	施策	頁	現状	修正後	修正目的及び理由
⑭			まつりやイベントの活用	104 105	【主な事業】 _____ 【施策の内容】 伝統行事を振興するとともに、市内各地で開催されている夏まつりを一つのイベントとして市外への情報発信を行います。 <u>スポーツを通じて全ての市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創設するため、年齢や性別、障がい等を問わず、広く市民が適性等に応じてスポーツに参加することができるようスポーツ施設を改修するとともに、スポーツ情報を提供するなど、ハード・ソフトの両面からスポーツ環境を整備します。</u>	【主な事業】 スポーツ推進都市宣言の推進 【施策の内容】 伝統行事を振興するとともに、市内各地で開催されている夏まつりを一つのイベントとして市外への情報発信を行い<u>つつ、まつりやイベントの充実により、観光のPRの推進を図り、にぎわいの創出に取り組みます。</u> <u>ウォーキング大会や市民大会などのスポーツイベントを通じて、全ての市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創設するため、スポーツ推進都市宣言を行うとともに、スポーツ推進計画の見直しを図り、ハード・ソフトの両面のスポーツ環境の充実を図ります。</u>	まつりやイベントを充実させ、観光PRの推進を図り、あわせてスポーツ都市宣言を行い、スポーツイベントを通じた豊かな社会創設を図るため、スポーツ環境の充実等を図ることを記載するもの。
⑮	【6】 活力とにぎわいに満ちた都市	【2】 観光・イベントの振興	地域資源を活用した交流人口の拡大	104 105 106	【主な事業】 _____ 【主な事業】 _____ 【主な事業】 _____ 【施策の内容】 歴史的建造物や豊かな自然等の地域資源を活用し、市外からの集客を高めるための情報発信を行います。また、環境に優しく住みやすい野田市を広くPRするため、コウノトリをシンボルとした生物多様性を積極的に情報発信し、交流人口の拡大を図ります。 市民が直接参加しながら学び、研究し、交流する場としての博物館として、特別展・企画展を充実させ、市民が地域の歴史や文化を学び、愛着や誇りを持てるようにします。また、野田市が有する伝統文化や文化遺産等の意義や価値を評価し、適切な保存に努めるとともに、快適で心地よい生活環境を実現するため、これらの文化遺産等を整備活用したまちづくりを進めます。 _____ _____ _____ スポーツを通じて全ての市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創設するため、<u>年齢や性別、障がい等を問わず、広く市民が適性等に応じてスポーツに参加することができるようスポーツ施設を改修するとともに、スポーツ情報を提供するなど、ハード・ソフトの両面からスポーツ環境を整備します。</u>	【主な事業】 道の駅整備事業 【主な事業】 野田市の魅力発信事業 【主な事業】 スポーツ推進都市宣言の推進（再掲） 【施策の内容】 歴史的建造物や豊かな自然等の地域資源を活用し、市外からの集客を高めるための情報発信を行います。また、環境に優しく住みやすい野田市を広くPRするため、コウノトリをシンボルとした生物多様性を積極的に情報発信し、交流人口の拡大を図ります。 市民が直接参加しながら学び、研究し、交流する場としての博物館として、特別展・企画展を充実させ、市民が地域の歴史や文化を学び、愛着や誇りを持てるようにします。また、野田市の伝統文化や文化遺産等の意義や価値を評価し、適切な保存に努めるとともに、快適で心地よい生活環境を実現するため、これらの文化遺産等を整備活用したまちづくりを進めます。 <u>また、野田市の地域資源の掘り起こしを行うとともに、野田市の魅力をあらゆる角度から、情報発信します。</u> スポーツを通じて全ての市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創設するため、<u>スポーツ推進都市宣言を行い、</u>年齢や性別、障がい等を問わず、広く市民が適性等に応じてスポーツに参加することができるようスポーツ施設を改修するとともに、スポーツ情報を提供するなど、ハード・ソフトの両面からスポーツ環境を整備します。 <u>野田市の特性と特色ある地域資源を活かし、魅力発信拠点、賑わい創出拠点及び防災拠点となる「道の駅」を整備します。</u>	新規事業「道の駅整備事業」、「野田市の魅力発信事業」及び「スポーツ推進都市宣言の推進（再掲）」の追加に伴う修正

No.	基本 目標	基本 方針	施策	頁	現状	修正後	修正目的及び理由
⑩⑥	【6】 活力とに ぎわいに 満ちた都 市	【3】 定住の促 進	生活環境 の充実と 情報発信 の強化	107 108 109	【主な事業】 _____ 【施策の内容】 持続可能なまちづくりを進めるためには、若い世代や子育て世代の定住人口を増加させることが重要であることから、教育や福祉の充実、雇用創出等により魅力ある生活環境を整えるとともに、広く効果的な情報発信を行い、子育て世代や若年層の定住を促進します。	【主な事業】 野田市の魅力発信事業 【施策の内容】 持続可能なまちづくりを進めるためには、若い世代や子育て世代の定住人口を増加させることが重要であることから、教育や福祉の充実、雇用創出等により魅力ある生活環境を整えるとともに、広く効果的な情報発信を行い、子育て世代や若年層の定住を促進します。 <u>さらに、野田市の魅力を市内外にPRするために、SNSの活用を始め、様々な手法により積極的な情報発信を行い、市への愛着などの醸成に取り組みます。</u>	新規事業として「野田市の魅力発信事業」の追加に伴う追記
⑩⑦			魅力ある 計画的な まちづく りの推進	108 110	【主な事業】 東新田土地区画整理事業	【主な事業】 削除	事業が完了したため。
				108 110	【主な事業】 _____ 【施策の内容】 また、無秩序な市街地形成を抑制し、秩序ある快適な市街地形成を図るため、土地区画整理事業により、道路、公園等の公共施設の整備を計画的に行い、良好な居住環境を提供し、定住の促進を図ります。	【主な事業】 市街化調整区域の都市的土地利用 【施策の内容】 また、無秩序な市街地形成を抑制し、秩序ある快適な市街地形成を図るため、土地区画整理事業により、道路、公園等の公共施設の整備を計画的に行い、良好な居住環境を提供し、定住の促進を図ります。 <u>さらに、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域ですが、幹線道路沿道や既存の工業地の周辺の一定規模以上の土地に、流通業務、工場、観光、レクリエーション等の地域の振興又は発展に寄与するような、市街化調整区域の適正な土地利用を図ります。</u>	平成31年4月に市街化調整区域における地区計画運用基準を定め、運用を開始したため。

野田市総合計画 後期基本計画 (素案)

基本目標1 自然環境と調和するうるおいのある都市

基本目標4 安全で利便性の高い快適な都市

基本目標6 活力とにぎわいに満ちた都市

第2章 施策の展開方向

基本目標1 自然環境と調和するうるおいのある都市

●基本方針1 自然環境の保全・再生・利活用の推進

1) 市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
1	自然環境の保全	◎環境保全の推進
2	生物多様性の実現	
3	自然と調和した農業の推進	◎自然と調和した農業の推進
4	耕作放棄地等の有効利用の推進	

2) 基本方針

野田市は、利根川、江戸川、利根運河に囲まれた水辺環境に恵まれた土地であり、大規模な農地や雑木林が広がる豊かな自然環境を有しています。これまでも、江川地区においてコウノトリをシンボルとした自然、生物多様性※¹の保全、再生に取り組んできました。今後も、みどり豊かな自然環境を守り育み、生物多様性の保全、再生、利活用を一層推進します。

農業に関しては、有機堆肥の利用促進や減農薬、減化学肥料による農産物の生産を進め、環境保全型農業を推進するとともに、野田市産の農産物のブランド価値を高め、野田市独自の農業の展開を図ります。また、耕作放棄地が増加している現状を鑑み、農業体験等を通じた交流拠点づくりや観光資源としての活用等、農地の維持活動を推進します。

3) 施策の体系

基本方針	施策	主な事業
■自然環境の保全・再生・利活用の推進     	◎環境保全の推進	・生物多様性の戦略の改訂と推進 ・みどりの基本計画の策定 ・江川地区自然環境の保護 ・中央の杜の保全 ・市民の森の保全 ・ふるさと花づくり運動 ・グリーントラストバンク ・三ツ堀里山自然園の管理運営 ・環境保全型農業の推進 ・園芸用廃プラスチックの適正な回収と処理 ・水質保全対策の推進
	◎自然と調和した農業の推進	・農産物ブランド化（枝豆、黒酢米等）の推進 ・環境保全型農業の推進 ・市民農園設置の推進 ・遊休農地の集約の推進

※¹ 生物多様性…多くの生き物がお互いに関わり合いながら、様々な環境に合わせて、生存していること。

4) 施策の内容

◎環境保全の推進

みどりに代表される野田市の豊かな自然環境は、市民の愛着を生み出している貴重な市民共有の財産であり、今後のまちづくりに当たってもその保全に努めることが重要です。川や池沼等を含めた豊かな自然環境を保全し、活かすことにより、潤いや安らぎ等の精神的な豊かさを実感できる個性的な魅力づくりを行い、次世代に引き継ぐまちづくりを推進します。

そのため、生物多様性のだ戦略の下、市内全域にわたる生物多様性の保全と回復に関する取組を計画的に進めるとともに、自然再生のシンボルとして、かつて国内各地で見られ、里山の田んぼの食物連鎖の頂点に位置していたコウノトリの保護増殖、更に野生復帰を目指します。コウノトリも棲める環境は、餌となる多くの生き物を育むとともに、人間にとっても安全、安心に暮らせる環境といえます。野生復帰の推進により、これまでの自然再生、生物多様性の取組を更に広げ、地域経済の活性化を踏まえた自然と共生する地域づくりを進めます。

また、みどりの基本計画を策定するとともに、野田市におけるみどりのシンボルとして位置付けられている中央の杜を保全し、減少する貴重なみどりに対して、みどりの活用と保全を図るため、市民の森、三ツ堀里山自然園、江川地区の周辺斜面林等の保全を推進します。

さらに、市民参加によるふるさと花づくり運動やみどりのふるさとづくり実行委員会の活動を中心としたグリーントラストバンク※¹を推進し、市民と行政が連携して緑化活動等の促進・普及を始めとする自然環境保全のための取組を積極的に進めます。加えて、貴重な自然資源である池沼等の保全を図るため、自然保護団体への支援を行います。

農薬や化学肥料の使用等による環境負荷の軽減を目指した環境保全型農業の実現に向け、畑及び水田での有機堆肥の利用を促進し、併せて玄米黒酢農法※²を始めとした減農薬及び減化学肥料による農産物の生産を進めます。さらに、農業用水の水質改善を図るとともに、地域における農地の維持活動を積極的に推進します。

【主な事業】

- ・ **生物多様性のだ戦略の改訂と推進**
- ・ みどりの基本計画の策定
- ・ 江川地区自然環境の保護
- ・ 中央の杜の保全
- ・ 市民の森の保全
- ・ ふるさと花づくり運動
- ・ グリーントラストバンク
- ・ 三ツ堀里山自然園の管理運営
- ・ 環境保全型農業の推進
- ・ 園芸用廃プラスチックの適正な回収と処理
- ・ 水質保全対策の推進

※¹ グリーントラストバンク…みどりの減少を防ぐため、市民が協働でみどりのふるさとづくりのための活動を行い、みどりを保全すること。

※² 玄米黒酢農法…酢酸が持っている殺菌効果により病原菌を減少させ、水稻が玄米黒酢に含まれるアミノ酸等の成分を吸収し、強く健やかで病気に負けない株を育成することを目的とした農法で、米の収量増加・食味や保存性の向上・いもち病予防の効果があるとされる。

【関連する野田市の計画】

- ・生物多様性の戦略
- ・野田市環境基本計画

【市民等に期待される役割】

- ・みどりのふるさとづくり実行委員会や身近な緑化等自然環境保全のための活動への積極的な参加

◎自然と調和した農業の推進

玄米黒酢農法による米づくりを始めとした減農薬及び減化学肥料の取組を市内全域で推進し、コウノトリを頂点とする生物多様性の取組に資するとともに、安全、安心な農産物としてのブランド化を図ります。

また、農地中間管理機構^{※1}を活用して農地の集約と担い手への集積を進め、遊休農地の解消を図ります。

【主な事業】

- ・農産物ブランド化（枝豆、黒酢米等）の推進
- ・環境保全型農業の推進
- ・市民農園設置の推進
- ・遊休農地の集約の推進

【市民等に期待される役割】

- ・野田市固有のブランド構築への理解と協力
- ・市民農園や体験プログラム等への積極的な参加

5) 指標・目標値

◎環境保全の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (令和 12 年度)
地区指定率	野田市貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例に基づき、江川地区の地区指定対象面積約 163,000 m ² の地区指定率の向上を図ります。	43%	60%
「みどりのふるさとづくり実行委員会」による苗木配布・拠点植樹数（累計）	市の人口が 12 万人に達したことを契機に、一人 1 本の植樹を行うことを目標に、苗木配布や拠点植樹を行ってきましたが、更にみどりの増加を図ります。	153,500 本	179,000 本

◎自然と調和した農業の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (令和 12 年度)
玄米黒酢農法による水稻の作付面積割合	玄米黒酢農法による減農薬への取組を推進するため、作付面積割合を指標とします。	50%	100%

^{※1} 農地中間管理機構…担い手への農地集積・集約化を図るため、農地所有者と農業経営者の間に立ち農地の中間的な受皿となる組織で、各都道府県に 1 つ指定され、農地の集団化、経営規模の拡大、新規参入を進める。

●基本方針2 循環型社会の推進

1) 市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
5	意識啓発や市民参画による不法投棄対策の推進	◎不法投棄の撲滅・環境美化の推進
6	環境美化・マナー意識の向上	
7	ごみの出し方・回収方法等の改善	◎ごみの減量・リサイクルの推進
8	新清掃工場の整備・充実	
9	再生可能エネルギーの活用による地域活性化	◎再生可能エネルギーの利活用

2) 基本方針

野田市は、これまで廃棄物の減量化、リサイクル化及び不法投棄対策について取り組んできており、清潔で快適な都市環境の実現に向けて、引き続き、廃棄物等の適切な処理を進めます。効果的な情報提供、意識啓発や地域清掃の促進、分別収集の徹底等、3R※¹（リデュース、リユース、リサイクル）を市民や事業者と協働※²、連携して推進し、更なる循環型社会の実現を図ります。

また、東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所の事故は、日本のエネルギー政策に大きな影響を及ぼしており、太陽光等の再生可能エネルギー※³に対する関心が高まっています。このような機会を捉えて、再生可能エネルギーの利活用に引き続き取り組みます。

3) 施策の体系

基本方針	施策	主な事業
■循環型社会の推進   	◎不法投棄の撲滅 ・環境美化の推進	・不法投棄パトロールの強化 ・ゴミゼロ運動等の環境美化活動の推進 ・環境美化意識の啓発 ・ポイ捨て禁止条例に基づいた施策の推進
	◎ごみの減量・リサイクルの推進	・ごみの減量・分別排出の推進 ・資源回収・リサイクル化の促進 ・一般廃棄物処理基本計画の推進 ・一般廃棄物最終処分場の確保 ・新清掃工場の整備
	◎再生可能エネルギーの利活用	・ゼロカーボンシティの推進 ・住宅用省エネルギー設備補助事業

※¹ 3R…リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の頭文字を表したもの。優先順位として、まず「ごみ」の発生抑制（リデュース：Reduce）を図り、続いて「ごみ」にせず再利用する（リユース：Reuse）、さらに、どうしても「ごみ」として排出するものについては、分別排出により再資源化する（リサイクル：Recycle）となる。

※² 協働…住民、企業、行政などが各々の目的の実現に当たり、共通する取組や事業について対等な立場で役割や責任などを分担し、協力して推進すること。

※³ 再生可能エネルギー…エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律において、エネルギー源として持続的に利用することができると認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが設定されている。

4) 施策の内容

◎不法投棄の撲滅・環境美化の推進

清潔で快適な生活環境を確保するため、市内の道路、河川等に不法投棄されたごみや空き缶等の清掃について、市民等の協力を得ながら実施しているゴミゼロ運動や江戸川クリーン大作戦に参加する団体等が増えることで、一層の環境浄化につながることから、新たな参加団体等の確保に努めます。

また、ポイ捨て禁止を子供の頃から意識付けするよう教育や学校単位でのゴミゼロ運動の実施についても教育委員会と連携し協議を進めます。

なお、地域において実施する環境美化運動については、多くの自治会等が実施できる体制の充実に努めます。

さらに、「野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例」に基づき実施しているポイ捨てパトロールについては、重点地区を除いた駅についても実施回数を増やすなどの強化を図ってまいります。

【主な事業】

- ・不法投棄パトロールの強化
- ・ゴミゼロ運動等の環境美化活動の推進
- ・環境美化意識の啓発
- ・ポイ捨て禁止条例に基づいた施策の推進

【市民等に期待される役割】

- ・環境美化意識の高揚
- ・ゴミゼロ運動等の環境美化活動への積極的な参加

◎ごみの減量・リサイクルの推進

循環型社会を目指し、廃棄物減量等推進員を中心としたごみの減量活動や市民の理解と協力により、ごみの減量・分別排出・資源回収を推進し、確実にごみ量が削減されていましたが、平成 24 年度については一人 1 日当たりの排出量が増加に転じてしまいました。野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）では、新清掃工場の建設を見据えて、建設地の地元負担軽減のため、ごみの減量化施策によって、施設規模の縮小を進めることを定めています。具体的な減量目標値として、目標年度である令和 3 年度には基準年度である平成 22 年度に対して一人 1 日当たりの排出量の 20%削減を掲げています。

目標達成に向けて、ごみ減量施策について廃棄物減量等推進審議会に諮りながら、市民・事業者・行政が一体となって施策を実施する必要があります。特にごみ量増加の一因である事業系ごみの排出抑制に向けて、引き続き、事業者に対して指導強化を行い、ごみの減量化を図ります。また、廃棄物の安定的な処理を図るため、引き続き一般廃棄物最終処分場の確保に努めます。

新清掃工場については、建設地周辺の環境保全に十分配慮するため、施設のコンパクト化と公害防止等の環境対策を徹底するとともに、市民に対し健康な生活を支える重要な基盤施設であることの理解を得ることに努めます。

【主な事業】

- ・ごみの減量・分別排出の推進
- ・資源回収・リサイクル化の促進
- ・一般廃棄物処理基本計画の推進
- ・一般廃棄物最終処分場の確保
- ・新清掃工場の整備

【市民等に期待される役割】

- ・3R（リデュース、リユース、リサイクル）の促進
- ・家庭や事業者から排出されるごみの減量、分別等の徹底

◎再生可能エネルギーの利活用

東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故を契機に、再生可能エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入等による「災害に強く、低炭素な地域づくり」が国を挙げての課題となっています。野田市では、公共施設における省エネルギー化に取り組むとともに、再生可能エネルギーの推進を**引き続き**検討します。

また、温室効果ガス※¹の排出による温暖化問題は、地球的規模で影響する環境問題として、国や地方自治体、事業者、国民等が一体となって温室効果ガスの削減に取り組んでいます。その取組の一環として、二酸化炭素の排出量の削減を**推進する「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。これまでも**環境に配慮したエネルギー源の利用促進に取り組んでおり、住宅用太陽光発電システムを始めとする、再生可能エネルギー等を利用した住宅用省エネルギー設備の普及拡大に向けて、住宅用省エネルギー設備設置補助金を交付しています。

しかし、本制度は、国・県の補助事業の継続等について先行きが不明瞭であり、また、設備の技術的進歩や普及拡大により、設備の設置単価が低廉化していることから、当面は補助制度を継続し、国や県の動向を見極め、本制度や支援の在り方を検討します。

その他に、近年では太陽光パネルを設置するために山林が伐採され、二酸化炭素を吸収する緑が減少傾向にあることから、「ゼロカーボンシティ」の推進を図りつつ、緑を保全するための施策を推進します。また、太陽光パネルの適正な設置を推進するため、工事前に周辺住民の意見等の確認を義務付けするなどの取組を引き続き行います。

【主な事業】

- ・**ゼロカーボンシティの推進**
- ・住宅用省エネルギー設備補助事業

【関連する野田市の計画】

- ・野田市地球温暖化対策実行計画

※¹ 温室効果ガス…二酸化炭素、メタン、フロンガスなどの赤外線を吸収する能力をもつ気体のこと。この気体が大気中に存在すると、地表面からの赤外線をいったん吸収し、熱として地表面に放射する。日射に加えて、こうした加熱があるため、地表付近はより高い温度となり、温室効果がもたらされる。

【市民等に期待される役割】

- ・再生可能エネルギーに対する理解の促進
- ・再生可能エネルギー活用の推進

5) 指標・目標値

◎不法投棄の撲滅・環境美化の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (令和 12 年度)
環境美化区域の 指定数（累計）	指定区域を増やすことにより、地域が一丸になり、ポイ捨ての防止・ごみの収集等を実施することにより、快適な生活環境を保ちます。	8 か所	28 か所
不法投棄ごみの 処理量	様々な施策を実施して、不法投棄ごみの収集（持込）量を減らすことを指標とします。	133.4 t	50 t

◎ごみの減量・リサイクルの推進

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (令和 12 年度)
一人 1 日当たり のごみ排出量	循環型社会を構築して、環境への負荷ができる限り低減される社会への更なる推進を図るためには、ごみの発生量を減らすことが重要であるため、人口変動に影響を受けない一人 1 日当たりのごみ排出量を指標とします。	649 g	逡減

◎再生可能エネルギーの利活用

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (令和 12 年度)
屋根貸し事業実 施件数（累計）	屋根貸し事業については、か所数及び棟数を目標値とします。	0 か所 0 棟	18 か所 37 棟

基本目標 1 自然環境と調和するうるおいのある都市

●基本方針 3 生活環境の整備

1) 市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
10	環境汚染等への適切な対応	◎環境汚染・公害等への対応
11	ごみ焼却等による煙害の防止	
12	騒音・振動等への対応	
13	上水道の整備促進による快適で安全な暮らしの確保	◎上下水道の整備促進
14	公共下水道の整備促進	
15	浸水被害の起きない快適な住環境が確保されるまちづくり	
16	水の浄化と浄化槽の適正管理の推進	◎水質の浄化・浄化槽の適正管理

2) 基本方針

野田市では、都市化の進展や交通量の増大等により、騒音や振動、水質汚濁、VOC※¹等による大気汚染といった問題が顕在化しており、このような公害等の抑制に引き続き取り組みます。また、安全で安定した生活用水の供給や河川、水路等の水質の保全をするため、上下水道の整備を進めます。

気候変動等による集中豪雨の多発、都市化の進展による雨水流出量の増大等による内水氾濫の被害リスクが高まっていることから、浸水被害軽減に向けた総合的な浸水対策を進めます。

下水道計画区域外の地域では、浄化槽の適正管理により生活排水処理を進め、公共用水域※²の水質保全に取り組みます。

3) 施策の体系

基本方針	施策	主な事業
■生活環境の整備	◎環境汚染・公害等への対応	・大気環境の保全 ・騒音・振動・悪臭の防止 ・環境基本計画の推進 ・放射性物質除染業務

※¹VOC…揮発性有機化合物（Volatile Organic Compounds）の略称で、塗料、印刷インキ、接着剤、洗浄剤、ガソリン、シンナー等に含まれるトルエン、キシレン、酢酸エチル等が代表的な物質

※²公共用水域…水質汚濁防止法によって定められる、沿岸海域・湖沼・河川等の水域と水路のこと。主に利根川や江戸川の河川と、これにつながる側溝やかんがい用水路のことをいう。

基本方針	施 策	主な事業
	◎上下水道の整備促進	・浄・配水施設整備の推進 ・広報・PRの実施 ・公共下水道の整備 ・利根運河の水質保全 ・くり堀川の整備 ・三ヶ尾川（仮称）の整備 ・阿部沼第1排水区六丁四反水路の整備 ・排水路の整備・管理 ・地域排水の整備
	◎水質の浄化・浄化槽の適正管理	・水質環境の保全 ・地質環境の保全 ・合併処理浄化槽の設置促進

4) 施策の内容

◎環境汚染・公害等への対応

野田市環境基本条例に示された基本理念の実現に向けて、市民、事業者及び市が協働して環境を保全及び創造し、環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりを実現するため、野田市環境基本計画に基づき、調査・監視等の施策を展開します。

大気環境の保全では、大気環境の測定、監視を定期的、計画的に実施し、大気汚染物質を排出する工場等に対し、監視、指導、啓発を行います。また、市内の産業廃棄物焼却処理施設に起因する大気汚染健康問題についても、24 時間体制での監視等を継続するとともに、住民の健康被害解消に向け、全力で取り組みます。

騒音・振動・悪臭の防止では、騒音規制法、振動規制法及び野田市環境基本条例に基づき、事業者の監視・指導の強化のため、関係機関との連携の下、騒音や振動の調査、事業所への立入検査を実施し、騒音等の規制を継続します。

放射性物質の除染では、野田市放射性物質除染計画に基づき、平成 25 年5月に全ての公共施設及び戸建住宅等の敷地の除染が完了し、事後モニタリングを実施しています。なお、局所的に再び除染基準値を上回る可能性もあることから、事後モニタリングと併せて、市民への放射線量測定器の貸出しや自治会を対象とした放射線量の測定支援を継続し、市基準値以上の場合は、随時除染を実施します。

【主な事業】

- ・大気環境の保全
- ・騒音・振動・悪臭の防止
- ・環境基本計画の推進
- ・放射性物質除染業務

【関連する野田市の計画】

- ・野田市環境基本計画
- ・野田市放射線物質除染計画

【市民等に期待される役割】

- ・環境に配慮したライフスタイルの構築
- ・市内の騒音・振動・悪臭等に関する監視

◎上下水道の整備促進

市民に安全な水を安定的に供給するため、浄・配水施設については、日常点検により適正な維持管理を継続するとともに、経年劣化による機能性低下を解消するため、計画的な更新事業を推進し、長寿命化を図ります。水道管が行き届かない未整備地区においては、市民から要望のある地域について優先的に整備を進め、待機期間の短縮に努めるとともに、普及率の向上を目指し、加入促進を図りながら計画的に整備を進めます。災害時等における迅速な情報提供を始めとし、日常における様々な情報提供として、水道事業の経営状況の明確化、水道水の安全性、水資源の重要性等を周知するため、あらゆる機会を活用し、広報・PRに努めます。

市民の良好な生活環境を確保するため、公共下水道の整備を推進し、河川・水路等の水質の保全、浸水常襲箇所の解消に努めます。

公共用水域の水質保全や排水不良地区解消のため、下水道計画と並行して河川・排水路の整備等、重点的な排水対策を推進します。また、近年の異常気象に伴うゲリラ豪雨等の浸水被害を軽減するため、河川、水路での対策、流域での対策（調整池、雨水貯留浸透の推進）、低地地域保全対策（内水排除施設(側溝整備等)）、遊水機能保全対策（緑地の保全）、雨水利用の促進等、地域（流域）に応じた総合的な対策を行います。

【主な事業】

- ・ 浄・配水施設整備の推進
- ・ 広報・PRの実施
- ・ 公共下水道の整備
- ・ 利根運河の水質保全
- ・ くり堀川の整備
- ・ 三ヶ尾川（仮称）の整備
- ・ 阿部沼第1排水区六丁四反水路の整備
- ・ 排水路の整備・管理
- ・ 地域排水の整備

【関連する野田市の計画】

- ・ 野田市環境基本計画
- ・ 水道ビジョン野田
- ・ 水道事業短期マネジメント計画

【市民等に期待される役割】

- ・ 老朽化する浄・配水施設の整備への理解と協力
- ・ 水資源の重要性、節水等への理解
- ・ 公共下水道の整備への理解と有効活用

◎水質の浄化・浄化槽の適正管理

水質・地質環境保全のため、規制基準を守ることがもとより、生活環境への影響を考えた保全活動を通して、水質・地質環境等を健全な状態に保持することにより、人の健康保護及び生活環境の保全を図ります。

環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、野田市環境基本計画に基づき、調査・監視等の施策を展開します。

水質環境の保全では、野田市周辺の利根川、江戸川、利根運河における、人の健康の保護に関する基準と生活環境の保全に関する環境基準が定められており、市内の公共用水域についての水質汚濁状況を把握する必要があるため、排水路の水質調査を定期的に行っています。しかし、いまだに河川の環境基準の超過が見られることから、更なる水質浄化を進めるため、公共下水道の整備等を進めるとともに、排水路の水質調査を継続的に実施します。また、公共下水道計画区域外の地域についても、し尿と生活排水を処理するため合併処理浄化槽の設置を促進し、浄化槽の適正維持管理の啓発を行います。

地質環境の保全では、工場、事業場の排水等に含まれる化学物質から引き起こされた地下水の環境基準の超過が確認されていることから、毎年、市内全域を2キロメートル四方に区分し、任意抽出した35か所の民間井戸を対象に有機塩素系化合物（トリクロロエチレン等）について調査・分析を実施しています。地下水汚染が確認された場合には、汚染検出井戸の周辺井戸を調査する追跡調査や汚染検出井戸等の継続的なモニタリングの調査と浄化対策等を実施しており、年々、環境基準を超過する井戸が減少しています。今後も地下水汚染調査を継続し、汚染発生源の究明や浄化対策等に取り組みます。

【主な事業】

- ・水質環境の保全
- ・地質環境の保全
- ・合併処理浄化槽の設置促進

【関連する野田市の計画】

- ・野田市環境基本計画
- ・循環型社会形成推進地域計画

【市民等に期待される役割】

- ・浄化槽の適正利用及び管理

5) 指標・目標値

◎環境汚染・公害等への対応

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)
環境汚染・公害等の苦情及び指導件数	大気・騒音・振動・悪臭等公害及び環境汚染に係る対応状況について、市民等からの苦情及び指導件数を指標とします。	117件	54件
温室効果ガス排出量	市の事務や事業を通して排出されるCO ₂ の量	21,464 t	逡減

◎上下水道の整備促進

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (令和 12 年度)
上水道の普及率	総人口（行政区域内人口）に対する上水道を利用している人口の比率で、上水道の普及状況を測る指標です。	96.2%	98%
公共下水道（汚水）の普及率	総人口（行政区域内人口）に対する公共下水道（汚水）の使用可能人口の比率で、公共下水道（汚水）の普及状況を測る指標です。	63.3%	76.7%
公共下水道（雨水）の整備率	浸水常襲箇所の解消に向けて、整備延長ベースで雨水幹線がどの程度整備されたかの進捗度合いを測る指標です。 ・南部 4 号幹線 ・南部 1 号幹線 ・阿部沼 1 号幹線 ・五駄沼幹線	14.6%	57.7%
	浸水常襲箇所の解消に向けて、整備面積ベースで調整池がどの程度整備されたかの進捗度合いを測る指標です。 ・阿部沼調整池	0%	100%
くり堀川整備率（河川）	公共用水域の排水不良地区解消のため、整備延長ベースで河川がどの程度整備されたかの進捗度合いを測る指標です。 ・くり堀川整備	72.3%	100%
排水整備率（調整池）	公共用水域の排水不良地区解消のため、整備面積ベースで調整池がどの程度整備されたかの進捗度合いを測る指標です。 ・六丁四反調整池整備	2.7%	100%

◎水質の浄化・浄化槽の適正管理

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (令和 12 年度)
合併処理浄化槽設置数（累計）	対象区域において合併処理浄化槽設置者に補助金を交付します。	1,219 基	1,560 基

基本目標 4 安全で利便性の高い快適な都市

●基本方針 1 防犯・防災対策の推進

1) 市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
45	市民の防犯意識の向上	◎防犯まちづくりの推進
46	地域連携による防犯パトロールの推進	
47	防犯に役立つ施設整備の推進	
48	家族・地域住民・市が一体となった防災対策の実施	◎防災まちづくりの推進
49	自治会等の組織の活性化	
50	防災教育の推進	
51	風水害対策の充実	
52	防犯・防災情報の収集・発信、共有化、活用	
53	市の防災体制の強化	
54	防災拠点の整備	
55	災害時要支援者対策の検討	◎消防体制の充実
56	地域における消防体制の充実	

2) 基本方針

市民が安全で安心した生活を送れるようにするため、犯罪を未然に防止するよう努めるとともに、市、警察、地域の防犯組合が連携した防犯対策が重要です。そのため、防犯灯等の設置及び適正な維持管理等、防犯に役立つハード面の整備を進めるとともに、市民一人一人の防犯意識の向上、地域の防犯組合と連携したパトロールの実施や空き家の適正管理の指導等のソフト面での対策を推進します。

災害時における市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、安心して暮らせる都市を実現する総合的な防災対策を進めるに当たり、「自助・共助・公助^{※1}」が連携し、地域の防災力向上に取り組みます。また、地域の消防の拠点整備や消防団員の確保等による消防体制の充実、近年増加する救急需要への対応に向けた救急救命体制の充実等を図ります。

3) 施策の体系

基本方針	施策	主な事業
■防犯・防災対策の推進	◎防犯まちづくりの推進	・安全安心メール「まめメール」 ・防犯体制、防犯活動の推進 ・防犯灯、防犯カメラの整備 ・空き家の適正管理の指導

※1 自助・共助・公助…「自助」とは、市民、家庭、事業所が自らを災害から守ること。「共助」とは、自主防災組織、自治会等の地域社会が協力して地域を災害から守ること。「公助」とは、国・県・市・防災関係機関が市民を災害から守ること。

基本方針	施 策	主な事業
	◎防災まちづくりの推進	・住宅防火対策の推進 ・水質事故等における大規模断水対策の推進 ・防災情報ネットワークの活用 ・武力攻撃災害等に対する取組 ・備蓄の推進 ・排水機場の運転・管理 ・水防対策の強化 ・自主防災組織の育成 ・避難行動要支援者支援計画の推進
	◎消防体制の充実	・救急業務の高度化 ・市民と消防団の連携 ・予防査察体制の充実 ・応急手当の普及啓発活動の推進 ・通信指令装置の更新整備 ・消防車両の充実強化 ・消火栓・防火水槽の整備 ・消防団拠点施設の整備 ・消防団用装備等の整備 ・消防団の活性化

4) 施策の内容

◎防犯まちづくりの推進

安心して住むことができる住環境づくりは、警察等の公的機関による活動のみに委ねるのではなく、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という意識の下、市と防犯組合等が連携し、防犯まちづくりを推進します。あわせて、防犯灯や防犯カメラの整備を促進し、防犯力の向上を図ります。

また、安全安心メール「まめメール」により不審者情報を配信することで、情報を共有し、家庭・学校・地域が連携して子どもたちの見守りを推進するとともに、子どもたちの安全に対する意識の高揚や安全安心な社会環境を推進します。

空き家について、適正管理を指導するとともに、空き家バンク制度^{※1}の周知を行い、空き家の有効活用を推進します。

【主な事業】

- ・安全安心メール「まめメール」
- ・防犯体制、防犯活動の推進
- ・防犯灯、防犯カメラの整備
- ・空き家の適正管理の指導

【市民等に期待される役割】

- ・子どもたちを犯罪から守るための家庭、学校、地域の連携協力
- ・自主防犯組織への積極的な参加
- ・空き家の適正管理

^{※1} 空き家バンク制度…空き家等の売却又は賃貸を希望する所有者等の申出に応じて、当該空き家等に関する情報を、登録して公表し、空き家等に居住することを希望する者に紹介する制度

◎防災まちづくりの推進

災害から、市民の生命、財産を守るため、防災、減災対策に取り組みます。野田市地域防災計画に基づき、情報収集・伝達、避難対策、応急対策等の強化、防災備蓄品の充実等を図ります。

水質事故等により大規模な断水が発生した場合は、迅速に広報や応急給水を行うための対策を推進します。

水害対策については、水防施設の整備等水防体制の強化を進めるとともに、排水不良地区の改善を図るため、河川改修・排水整備の推進や利根川・江戸川の堤防強化について、一層の促進を図ります。

また、洪水ハザードマップ※¹を活用し、洪水時の破堤等による浸水情報と避難方法等に係る情報を、住民に分かりやすく提供します。

過去の災害の教訓から、行政による公助だけでは全ての被災者を迅速に支援することには限界があります。災害に対しては、自分自身の命は自分で守る自助が重要になることから、住民の防災意識を高め、各家庭における循環備蓄や分散避難の必要性を認識し、事前に一人ひとりが災害時に自分自身が取る避難行動を時系列に決めておく（マイタイムライン）など、平常時から自主的な災害への心構えを養い防災意識の向上を図ります。

地域においては、災害時に共に助け合う共助による防災体制として、自主防災組織設立を推進するとともに、自主防災組織設立時に防災資機材の購入費用を助成し、自助、共助、公助の連携による防災体制づくりに取り組み、市民、地域、行政が一体となった防災力の向上を図ります。

また、平常時からの情報提供を行うことで必要な情報を共有し、災害発生時の円滑かつ迅速な避難の支援につなげるため、野田市避難行動要支援者支援計画の取組の推進に努めます。

加えて、住宅防火対策として、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の設置促進及び住宅で使用する火気器具等の使用実態にあった防火指導を実施します。

【主な事業】

- ・住宅防火対策の推進
- ・水質事故等における大規模断水対策の推進
- ・防災情報ネットワークの活用
- ・武力攻撃災害等に対する取組
- ・備蓄の推進
- ・排水機場の運転・管理
- ・水防対策の強化
- ・自主防災組織の育成
- ・避難行動要支援者支援計画の推進

【関連する野田市の計画】

- ・水道ビジョン野田
- ・水道事業短期マネジメント計画

※¹洪水ハザードマップ…河川が大雨によって氾濫し、堤防が決壊した場合の浸水予想結果の例に基づいて、浸水する範囲及びその程度並びに避難場所を示した地図

【市民等に期待される役割】

- ・住宅用火災警報器の設置
- ・応急給水活動への理解と協力
- ・非常用の食料、水、備品等の最低限の備蓄
- ・自分の身は自分で守る「自助」の意識を持つこと
- ・防災意識の高揚
- ・自主的な防災体制づくり
- ・防災訓練等への積極的な参加
- ・個人宅の雨水浸透枳設置の推進
- ・避難行動要支援者支援計画に対する理解と協力

◎消防体制の充実

市民を火災その他の災害から守るため、火災予防上の危険を排除し、災害を未然に防止できるように予防査察体制の充実を図ります。また、複雑多様化する災害に対応すべく、消防車両の充実強化、消火栓・防火水槽の整備を進めます。

救急業務においては、救命率の向上を図るため、救急救命士の養成・救急業務の高度化を進めるとともに、応急手当の普及及び啓発活動の推進を図ります。

消防団活動体制については、地震及び風水害等の各種災害対策等、地域の防災力を高めるため、消防団員の確保に努め市民と消防団が連携し地域ぐるみの防災体制の強化を図ります。

【主な事業】

- ・救急業務の高度化
- ・市民と消防団の連携
- ・予防査察体制の充実
- ・応急手当の普及啓発活動の推進
- ・通信指令装置の更新整備
- ・消防車両の充実強化
- ・消火栓・防火水槽の整備
- ・消防団拠点施設の整備
- ・消防団用装備等の整備
- ・消防団の活性化

【市民等に期待される役割】

- ・地域防災力の充実強化（消防団への加入等）への理解と協力

5) 指標・目標値

◎防犯まちづくりの推進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)
自主防犯組織の組織率	犯罪の抑制と市民の防犯意識の向上のため、自治会等を単位とした自主防犯組織の組織率を指標とします。	82.4%	100%

◎防災まちづくりの推進

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (令和 12 年度)
自主防災組織の組織率	大規模な災害が発生した場合に備えて、自治会等を単位とした自主防災組織の組織率を指標とします。	46.4%	80%
住宅用火災警報器の設置率	住宅防火対策として、住宅用火災警報器の設置率の向上を図ります。	72.4%	100%

◎消防体制の充実

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (令和 12 年度)
救急救命士数	救急救命士の養成目標人数	28 人	38 人
消防団員数	消防団員確保の目標人数	763 人	860 人
公共施設への A E D の配備率	公共施設 101 か所への A E D の配備を進めます。	71.3%	100%
予防査察執行率	防火対象物、危険物施設の火災危険を排除するため、計画的に査察を執行し予防査察体制の充実を図ります。	20.3%	50%

基本目標４ 安全で利便性の高い快適な都市

●基本方針２ 安全で快適な都市基盤の整備

１）市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
57	子どもの交通安全の推進	◎交通安全の推進
58	交通ルール・マナーの徹底	
59	道路交通網の整備	◎道路交通体系の整備
60	歩行者にやさしい歩道整備	
61	道路の維持管理の推進	
62	美しい街路樹の創出と維持管理	◎魅力ある景観の形成
63	歴史的な街並みの保存	
64	公園の有効利用と維持管理	◎地域による公園等利活用の促進
65	道路等のインフラ整備による移動利便性と都市魅力の向上	◎道路等の都市インフラの安全性と利便性の確保
66	歩行者・自転車の交通環境の向上	
67	個性と魅力あふれる市街地の形成	◎個性と魅力あふれる市街地の形成

２）基本方針

歩行中の子どもや高齢者、自転車等の交通事故が多く発生しています。市民が安全に暮らせる交通事故の少ないまちづくりに向けて、交通安全に配慮した交通環境の整備に取り組むとともに、市民一人一人の交通マナーやルールの遵守に向けた交通安全指導の充実に取り組みます。

道路は、市民生活を支えるとともに、にぎわいやまちのイメージづくりにおいても重要な役割を担うものです。そのため、将来の交通需要を的確に捉え、計画的に道路交通体系の整備や鉄道の高架化を進めます。また、道路や橋梁の劣化・老朽化が進んでいることから、長寿命化修繕計画に沿った計画的な修繕を進め、維持管理に努めます。加えて、快適な歩行環境や自転車環境の整備に向けて、歩行者と自転車の通行空間を確保するとともに、バリアフリーに対応した歩道整備、自転車道や駐輪場等の充実を図ります。

既存の市営住宅に関しては、長期的・計画的に維持管理を進めるとともに、バリアフリー化を進めます。また、老朽化した住宅の管理戸数を減らして民間賃貸住宅や空き家バンク制度等の活用を検討するなど、既存住宅の有効活用を進めます。

野田市には、多くの歴史的資源や豊かなみどりが存在しており、そのような資源やみどりを活かした魅力ある街並みや景観の形成によって、美しく暮らしやすい野田市のまちづくりを進めます。また、宅地開発や土地区画整理事業によって計画的に市街地整備が進められた地域がある一方で、道路や下水道等の都市基盤が不十分な状況で市街化が進んだ地域や無秩序に市街地が形成された地域もあることから、都市基盤の整備を計画的に進めるとともに、地域特性や地域住民の意向等を踏まえて、他市にない個性や魅力のある市街地の形成を図ります。

3) 施策の体系

基本方針	施策	主な事業
■安全で快適な都市基盤の整備 	◎交通安全の推進	- 交通安全団体への支援 - 交通安全指導の充実
	◎道路交通体系の整備	- 千葉北西連絡道路の整備促進 - 県道つくば野田線（都市計画道路中野台鶴奉線）の整備促進 - 県道川藤野田線（都市計画道路今上木野崎線）の整備促進 - 県道結城野田線の整備促進 - 県道つくば野田線・浦和野田線（越谷野田線）の4車線化 - 県道川間停車場線の整備促進 - 県道我孫子関宿線の整備促進 - 東西に連絡する道路の整備促進 - 県道境杉戸線（都市計画道路台町元町線）の整備促進 - 都市計画道路中野台中根線の整備 - 都市計画道路堤台柳沢線の整備 - 都市計画道路清水公園駅前線の整備 - バリアフリーの推進 - 市道の整備
	◎魅力ある景観の形成	- ふれあいのみちすじ標柱設置の推進 - 街路樹の整備 - 公共事業による積極的な景観形成 - 景観計画の策定及び景観条例の制定 「野田らしさ」を演出する道路の整備（「野田の道」の整備）
	◎地域による公園等利活用の促進	- 身近な公園、緑地等の整備 - 総合公園の整備
	◎道路等の都市インフラの安全性と利便性の確保	- 連続立体交差事業の促進 - 愛宕駅周辺地区のまちづくり - 野田市駅西土地区画整理事業 - 梅郷駅西土地区画整理事業 - 市営住宅維持管理修繕事業 - 住宅改修支援事業 - 民間賃貸住宅居住支援事業 - 透水性舗装の推進 - 市道の維持修繕事業の推進 - 交通安全施設の整備 - 私有道路敷舗装の推進 - 歩道・自転車通行帯等の整備 - 道路台帳の電子化
	◎個性と魅力あふれる市街地の形成	- 次木親野井特定土地区画整理事業 - 台町東特定土地区画整理事業 - 駐輪場の整備 - 土地区画整理確約地区のまちづくり（地区計画）

4) 施策の内容

◎交通安全の推進

市民が安全に暮らせる交通事故の少ないまちにするためには、市民一人一人が交通マナーやルールを守ることが重要です。

そのため、交通安全団体への支援を行うとともに、交通安全教室等を開催し、交通安全知識の普及を図ります。

【主な事業】

- ・交通安全団体への支援
- ・交通安全指導の充実

【市民等に期待される役割】

- ・交通安全教室への積極的な参加
- ・交通ルールを守る意識の高揚と交通マナーの向上

◎道路交通体系の整備

周囲を河川に囲まれた野田市においては、国及び県が所管する河川橋梁や幹線道路は、他県へのアクセスや物流、産業等に重要な道路であることから、県境の渋滞問題の解消や緊急輸送路等の保持に向けた、十分な道路整備や維持管理を国、県に強く要望します。

また、野田市の道路ネットワークの確立に向けて、市内の国道及び県道を軸に都市計画道路で補完する道路網整備を推進します。

そして、野田市の外郭環状道路網を形成する、都市計画道路今上木野崎線の整備を推進します。

加えて、幹線道路等の交通ネットワークが有効に機能するように維持管理を行います。

【主な事業】

- ・千葉北西連絡道路の整備促進
- ・県道つくば野田線（都市計画道路中野台鶴奉線）の整備促進
- ・県道川藤野田線（都市計画道路今上木野崎線）の整備促進
- ・県道結城野田線の整備促進
- ・県道つくば野田線・浦和野田線（越谷野田線）の4車線化
- ・県道川間停車場線の整備促進
- ・県道我孫子関宿線の整備促進
- ・東西に連絡する道路の整備促進
- ・県道境杉戸線（都市計画道路台町元町線）の整備促進
- ・都市計画道路中野台中根線の整備
- ・都市計画道路堤台柳沢線の整備
- ・都市計画道路清水公園駅前線の整備
- ・バリアフリーの推進
- ・市道の整備

【関連する野田市の計画】

- ・野田市移動円滑化基本構想
- ・野田市エンゼルプラン

【市民等に期待される役割】

- ・道路整備への理解と協力

◎魅力ある景観の形成

野田市の伝統文化や文化遺産等の意義、価値を評価し、適切な保存に努めるとともに、これらの文化遺産等を整備活用したまちづくりにより、快適で心地よい生活環境の実現に向けて整備等を進めます。

街路樹は、みどりの創出、道路の景観向上、更には防火等の機能も果たしていることから、街路樹の適正な管理を行い、街並みの良好な景観の維持を図るとともに、みどりの保全や創出に向けた緑化を推進します。

水辺景観や田園景観の保全等の自然・地形を活かした景観形成や、野田市の歴史を伝える中心的な空間の形成、点在する身近な歴史的資源の保全と活用等、歴史・文化・産業の蓄積を活かした景観形成を図るため、市民の意見を反映させた景観計画の策定及び景観条例の制定に取り組みます。また、公共施設の改良の際も、周辺の街並みとの調和に配慮した景観形成を実践することにより、景観の方向性を広く市民に示します。

なお、環境に配慮した街路樹の整備や野田市の特性を活かした道路整備等においては、時代のニーズに適應した合理的な整備を推進します。

【主な事業】

- ・ふれあいのみちすじ標柱設置の推進
- ・街路樹の整備
- ・公共事業による積極的な景観形成
- ・景観計画の策定及び景観条例の制定
- ・「野田らしさ」を演出する道路の整備（「野田の道」の整備）

【関連する野田市の計画】

- ・景観形成計画

【市民等に期待される役割】

- ・文化財保護への理解と協力
- ・街路樹の樹種の選定や管理への積極的な参加
- ・景観計画策定への理解と協力
- ・道路整備への理解と協力

◎地域による公園等利活用の促進

公園は、市民の憩いの場として、また、子どもたちが安全・安心に遊べる場として都市における貴重な空間となっています。そのため、今後も公園機能の維持・増進を図るよう適正な管理を行います。また、市民の多様なスポーツレクリエーション等のニーズに対応するため、総合公園やスポーツ公園等の整備も行います。

【主な事業】

- ・身近な公園、緑地等の整備
- ・総合公園の整備

【市民等に期待される役割】

- ・公園等の積極的な活用及び管理

◎道路等の都市インフラの安全性と利便性の確保

野田市の交流の拠点となる安全で快適な中心市街地のまちづくりを実現するため、特に、野田市駅、愛宕駅周辺地区については、東武野田線連続立体交差事業と一体となった土地区画整理事業や街路事業等の都市基盤整備を推進します。これによって、中心市街地にふさわしい商業機能や各種の都市機能が立地する条件づくりを目指し、駅前広場や駅前線等の道路や雨水排水等の整備により、自動車と歩行者の分離及び駅へのアクセス向上を図り、ゲリラ豪雨等への安全性を確保します。また、歴史的資源や自然環境を活かしながら他市にない魅力的なまちづくりを推進します。

なお、現在の国の設置基準（時間雨量 50 ミリ）を上回る近年の異常気象によるゲリラ豪雨等については、被害軽減を行うための地域に応じた対策（調整池等）を行います。

生活に密着した道路における拡幅整備やボトルネック※¹の解消等を推進するとともに、便利で快適な生活の実現のため、日常生活に身近な生活道路として、人や環境への優しさを配慮しながら、市道の整備点検を推進します。また、管理橋梁の老朽化等に伴い、橋梁長寿命化修繕計画に沿った計画的な修繕も進めます。

自転車については、安全な通行が可能となるような自転車通行空間の確保に向けた検討を行い、通行帯等の整備を進めます。

既存の市営住宅を適切に維持するためには、長期的・計画的に維持管理し、長寿命化を図るとともに、高齢者等に配慮したバリアフリー化を進める必要があります。新たな市営住宅の供給については、住宅を取り巻く環境が市営住宅を建設していた当時とは大きく変わり、市営住宅の応募倍率は近年下がっています。このような状況を踏まえ、市営住宅の供給という役割も薄れている状況から、老朽化した住宅の管理戸数を減らし、民間賃貸住宅や空き家バンク制度の活用等を検討します。

住まいに関する相談窓口において、高齢者や障がい者のための住宅改修等の相談や、耐震相談、耐震改修の助成等、住宅の安全性や質の向上を目的とした住宅支援を進めます。

住宅市場において自力では適正な居住水準を確保できない世帯の安定を図るためには、住宅セーフティネットの構築を図ることも重要です。そのため、住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業により、ひとり親家庭等、配偶者からの暴力による被害女性世帯、高齢者世帯及び心身障がい者世帯で、家賃等の支払ができるにもかかわらず、「条件の合う住宅を探すのが困難」、「連帯保証人がいない」、「入居後の生活が不安」等の理由で、市内の民間賃貸住宅への入居が困難な世帯に対し、民間賃貸住宅情報の提供や連帯保証人がいない場合の支援等を行うことにより、入居の機会の確保及び入居後

※¹ ボトルネック…道路の幅が急に細くなるなど、車の流れが阻害されること。

の安定した居住の継続を支援します。また、民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業により緊急に住居の場を確保する必要があるひとり親家庭等や配偶者からの暴力による被害女性世帯で、民間賃貸住宅へ入居しようとする低所得者の方に対して賃貸契約時に要する家賃等の費用の一部を助成し、入居の円滑化を支援します。

【主な事業】

- ・連続立体交差事業の促進
- ・愛宕駅周辺地区のまちづくり
- ・野田市駅西土地地区画整理事業
- ・梅郷駅西土地地区画整理事業
- ・市営住宅維持管理修繕事業
- ・住宅改修支援事業
- ・民間賃貸住宅居住支援事業
- ・透水性舗装の推進
- ・市道の維持修繕事業の推進
- ・交通安全施設の整備
- ・私有道路敷舗装の推進
- ・歩道・自転車通行帯等の整備
- ・道路台帳の電子化

【関連する野田市の計画】

- ・野田市国土強靱化地域計画
- ・野田市移動円滑化基本構想
- ・野田市都市計画マスタープラン
- ・野田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- ・社会資本総合整備計画（土地地区画整理事業）

【市民等に期待される役割】

- ・駅前広場や駅前線整備への理解と協力
- ・道路整備への理解と協力

◎個性と魅力あふれる市街地の形成

野田市の地域特性を活かしつつ、周辺環境に配慮した秩序ある安全かつ快適な市街地整備を図るため、土地地区画整理事業による公共施設の整備改善等を行うとともに地区計画により、無秩序な市街地形成を抑制し、計画的な市街地を整備します。

また、駅周辺の放置自転車の解消を図るため、駐輪場の整備も進めます。鉄道利用者の多くが自転車を利用していることから、市内鉄道各駅の今後の整備を計画的に推進します。

【主な事業】

- ・次木親野井特定土地地区画整理事業
- ・台町東特定土地地区画整理事業
- ・駐輪場の整備
- ・土地地区画整理確約地区のまちづくり（地区計画）

【市民等に期待される役割】

- ・周辺環境と調和した健全で良好な住宅地整備への理解と協力
- ・自転車利用のモラルの向上
- ・放置自転車対策への理解と協力

5) 指標・目標値

◎道路交通体系の整備

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (令和 12 年度)
県道（主な事業 5 路線）の整備率	整備計画延長に比して整備が完了した割合で、骨格道路となる県道 5 路線（我孫子関宿線、境杉戸線、つくば野田線、川藤野田線、結城野田線）の整備の進捗状況を表す指標です。	44.9%	100%
市道（主な事業 4 路線）の整備率	整備計画延長に比して整備が完了した割合で、骨格道路となる市道 4 路線（中野台中根線、堤台柳沢線、清水公園駅前線、船形吉春線）の整備の進捗状況を表す指標です。	55.4%	100%

◎魅力ある景観の形成

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (令和 12 年度)
新設・既存街路樹（高木）の本数（累計）	今後新設される街路樹は 198 本、既存の街路樹は 6,017 本ありますが、立ち枯れ等により本数が減少しますので、本数を極力減らさないよう補植し維持管理します。	6,017 本	6,215 本
標柱、解説板の設置数（累計）	文化財の周知、見学者への利便性を高めるための解説板、標柱の設置数	解説板 15 基 標 柱 45 基	解説板 24 基 標 柱 54 基

◎地域による公園等利活用の促進

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (令和 12 年度)
公園等の面積（市民一人当たりの公園等の面積）	公園等とは、公園、緑地、緑道のことで、その面積を土地区画整理事業や民間の開発行為に伴い適切に設置させ、増加を図ります。なお、市民一人当たりの公園等の面積は、既に市の条例で定められた標準値 10.0 m ² /人を上回っています。	193.39ha (12.37 m ² /人)	195.84ha (12.89 m ² /人)

◎道路等の都市インフラの安全性と利便性の確保

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (令和 12 年度)
野田市駅西土地区画整理事業の進捗率	駅前広場や駅前線等の整備を行い、安全で快適なまちづくりを実現するため、土地区画整理事業の整備完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。	8.7%	100%

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)
愛宕駅東口駅前 広場整備事業の 進捗率	愛宕駅東口駅前広場整備事業の完了時期が 分かる事業進捗率を指標とします。	85.6%	100%
愛宕駅西口駅前 広場整備事業の 進捗率	愛宕駅西口駅前広場整備事業の完了時期が 分かる事業進捗率を指標とします。	0%	100%
連続立体交差事 業の進捗率	連続立体交差事業の完成により、渋滞解消及 び踏切事故解消による安全確保、東西市街地 の一体化が図られるため、事業完了時期が分 かる事業進捗率を指標とします。	9.6%	100%
梅郷駅西土地区 画整理事業の進 捗率	梅郷駅西土地区画整理事業の整備完了時期 が分かる事業進捗率を指標とします。	89.4%	100%

基本目標 4 安全で利便性の高い快適な都市

●基本方針 3 公共交通の充実

1) 市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
68	まめバス等の交通機関の充実	◎鉄道や市内バス等の公共交通環境の充実
69	東武野田線の複線化の実現	
70	東京直結鉄道について	
71	鉄道の整備・改善による基幹的な移動手段の確立による利便性の高いまちづくり	
72	市内バス網の整備による誰もが気軽に移動できる交通手段の整備	

2) 基本方針

野田市は、都心に近接していますが、東京へ直結する鉄道がなく、また市内を走る唯一の鉄道である東武野田線が単線であるため、通勤、通学等における交通の利便性の向上が課題となっています。

そのため、東京直結鉄道（地下鉄8号線）の整備や東武野田線の複線化の促進に引き続き取り組みます。あわせて、誰もが気軽に市内を移動できる交通手段を確保するために、市内や近隣地域とのバス交通の整備促進、地域のニーズを踏まえた「まめバス」の見直し・充実を図ります。また、公共交通機関の利用は環境負荷の低減につながる効果もあることから、利便性の高い公共交通の充実を図ります。

3) 施策の体系

基本方針	施策	主な事業
■公共交通の充実   	◎鉄道や市内バス等の公共交通環境の充実	・東京直結鉄道の整備促進 ・鉄道建設基金の積立 ・東武野田線の複線化の促進 ・地域のニーズを踏まえたコミュニティバス（まめバス）の充実及び交通不便地域におけるデマンド交通の導入等 ・バス路線の維持・整備

4) 施策の内容

◎鉄道や市内バス等の公共交通環境の充実

市民の通勤、通学等日常生活の利便性の向上に向けて、東京直結鉄道の整備を促進します。そのため、他の公共事業との連携を見据えつつ、事業主体、建設費及び財政負担等について関係機関との協議を進め、事業化に向けて更なる計画の深度化を図ります。また、事業化への条件を満たすために補助獲得等に関して関係機関への働きかけを強化します。なお、鉄道建設のための基金については、財政見通しを考慮しつつ積立を行います。さらに、検討調査の結果を踏まえ、整備主体の設立、営業主体の調

整を行い、事業化の推進を図ります。

東武野田線の全線区間のうち、春日部駅－運河駅間だけが複線化が決定されていません。連続立体交差事業や清水公園駅周辺等の沿線まちづくりが進む中、市民の通勤、通学等日常生活の利便性の向上を図るため、「春日部駅－運河駅間の複線化」を実現できるように関係機関に働きかけるとともに、将来の全線区間の複線化を念頭に置きつつ、その第一歩として「梅郷駅－運河駅間の複線化」の早期実現を目指します。

市民の足として定着しているコミュニティバス（まめバス）については、民間路線バスの運行も含め、地域のニーズを踏まえた更なる利便性の向上を図ります。また、まめバスや民間路線バスが運行していない交通不便地域において、デマンド交通の導入等、移動支援事業を実施します。

市民の日常生活の利便性の向上のため、路線バス等についても市民にとって利用しやすい交通の在り方等について検討を行うとともに、関係機関に路線の維持・整備を要請します。

【主な事業】

- ・東京直結鉄道の整備促進
- ・鉄道建設基金の積立
- ・東武野田線の複線化の促進
- ・地域のニーズを踏まえたコミュニティバス（まめバス）の充実及び交通不便地域におけるデマンド交通の導入等
- ・バス路線の維持・整備

【市民等に期待される役割】

- ・東京直結鉄道の整備への理解と協力
- ・東武野田線の複線化の促進への協力
- ・東武野田線の積極的な利用
- ・路線バス・まめバスの積極的な利用

5) 指標・目標値

◎鉄道や市内バス等の公共交通環境の充実

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)
まめバス利用者数	まめバスの年間利用者数	306,765 人	320,000 人
民間バス路線数	民間バス事業者が市内を運行するバス路線数	16 路線	16 路線

●基本方針1 地域産業の振興

1) 市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
82	商店街の活性化等、商業地域の魅力向上	◎商業の魅力向上による商店街等の活性化
83	生産意欲の向上、集約化等による持続可能な農業の推進	◎農業の活性化の推進
84	農業の担い手育成と若者営農希望者の確保	
85	事業創出や起業を担う人材の育成	◎新たな事業創出や起業を通じたまちの活性化と人材育成
86	工業の振興	

2) 基本方針

野田市内の商業は、郊外型大型店等の集客力が高い一方で、商業者の高齢化や担い手不足が進む商店街では空き店舗の増加等、衰退傾向にあるところが多くなっています。今後、ますます高齢化が進む中で、商店街は高齢者の買物の場の確保に加えて、地域コミュニティの核としての機能もあることから、地域の身近な商店街の活性化が重要です。そのためには、空き店舗の活用や付加価値の高い品揃え等、商店街の魅力創出を図ります。

農業については、農業従事者の高齢化が進み、後継者不足が大きな課題となっており、耕作放棄地も増加しています。今後の持続可能な農業の推進に当たっては、農地の集約化等により農業従事者の経営基盤の強化を図り収益性を高めていくとともに、新たな農業の担い手として若手の新規就農者の育成や民間企業等の参入を促進します。また、みどり豊かな自然環境を活かした農業の推進により、野田市産の農産物のブランド価値を高めるなど、野田市独自の農業の展開を図ります。さらに、みどりの食料システム戦略等の農業政策や社会情勢の変化に対し適切に対応します。

少子高齢化や生活スタイルの変化等に伴う市民ニーズの多様化、環境や健康等に対する意識の高まりといった社会環境の変化は、起業や新たな事業創出のきっかけとなることが考えられます。野田市に存在する豊かな自然環境や農業、地場産業、大学等の多くの資源との連携を促進し、起業支援や新たな事業の創出につなげます。

工業については、長い歴史と伝統を持つ醤油醸造業を始め、金属・機械・物流を中心とした6つの工業団地が立地しており、野田市の活力を支えてきました。しかし、国際化や経済のグローバル化^{※1}が進み、産業構造が大きく変化している中で、更なる発展に向けて、異業種交流、産学官連携による技術革新、グローバル化への対応等を促進させる取組を進めます。

※1 グローバル化…世界的規模に拡大すること。

3) 施策の体系

基本方針	施 策	主な事業
■地域産業の振興 	◎商業の魅力向上による商店街等の活性化	・ 中心市街地商業等活性化関連事業 ・ 買物弱者対策 ・ 商店街共同施設設置事業 ・ 共同駐車場確保事業 ・ 商店会販売促進事業 ・ 各種融資制度による事業経営の支援 ・ 経営普及改善事業への支援 ・ 異業種交流の推進 ・ 起業家支援事業 ・ 商品開発支援事業
	◎農業の活性化の推進	・ 農地集約を目的とした利用権設定等促進事業 ・ 利子補給事業 ・ アグリサポート（援農制度）の推進 ・ 担い手農家への支援 ・ 生産調整推進事業 ・ 青果物価格安定事業 ・ 飼料用米を活用した耕畜連携事業 ・ 農業経営高度化の推進 ・ 水田営農確立対策事業 ・ 農産物ブランド化（枝豆、黒酢米等）の推進 ・ 水質保全対策の推進
	◎新たな事業創出や起業を通じたまちの活性化と人材育成	・ 工業振興・活性化方策の検討 ・ 産学官交流の推進 ・ 地域職業訓練協会への支援 ・ 雇用促進奨励金の交付 ・ 起業家支援事業 ・ 農業経営高度化の推進 ・ 土地区画整理事業による工業団地整備事業

4) 施策の内容

◎商業の魅力向上による商店街等の活性化

消費者の新たな需要は、スーパーマーケットや通信販売等に向けられており、かつてのような中心市街地の商店会のにぎわいを取り戻すことは難しい状況にあるため、既存商店の安定した経営が継続できるよう、国の地方創生施策に注視しつつ、空き家バンク制度※¹や**空き店舗活用補助金制度**※²のほか起業家支援事業を活用した活性化策を講じます。

高齢化の進展に対応するため、移動販売事業等の買物弱者対策を実施します。あわせて、商工業者が安定した経営ができるよう金融支援を実施するとともに、異業種間の交流を通じて販売促進、新製品開発を支援します。

※¹ 空き家バンク制度…空き家等の売却又は賃貸を希望する所有者等の申出に応じて、当該空き家等に関する情報を、登録して公表し、空き家等に居住することを希望する者に紹介する制度

※² **空き店舗活用補助金制度…空き店舗に出店する方に、空き店舗の賃借料及び改修費の一部を補助する制度**

【主な事業】

- ・ 中心市街地商業等活性化関連事業
- ・ 買物弱者対策
- ・ 商店街共同施設設置事業
- ・ 共同駐車場確保事業
- ・ 商店会販売促進事業
- ・ 各種融資制度による事業経営の支援
- ・ 経営普及改善事業への支援
- ・ 異業種交流の推進
- ・ 起業家支援事業
- ・ **商品開発支援事業**

【市民等に期待される役割】

- ・ 中心市街地活性化対策への理解
- ・ 中小企業の経営基盤強化のための支援事業の活用

◎農業の活性化の推進

農業者の高齢化や後継者不足により増加する遊休農地の解消のため、新規就農者の発掘や地域営農の育成に努め、担い手となる農業者にブロックローテーション※¹等により農地を集約し、さらに、機械化による大規模化を進め、制度資金や援農制度の利用等により経営の安定化を図り**水田営農の確立を進めます**。あわせて、かんがい排水事業により農業基盤を整備するとともに、みどり豊かな自然環境を活かした農業の推進により、野田市産の農産物のブランド価値を高めるなど、野田市独自の農業の展開を図ります。

また、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）、**みどりの食料システム戦略**等の農業政策や社会情勢の変化に適切に対応し、農業経営安定のための対策を講じます。

【主な事業】

- ・ 農地集約を目的とした利用権設定等促進事業
- ・ 利子補給事業
- ・ アグリサポート（援農制度）の推進
- ・ 担い手農家への支援
- ・ 生産調整推進事業
- ・ 青果物価格安定事業
- ・ 飼料用米を活用した耕畜連携事業
- ・ 農業経営高度化の推進
- ・ **水田営農確立対策事業**
- ・ 農産物ブランド化（枝豆、黒酢米等）の推進
- ・ 水質保全対策の推進

※¹ブロックローテーション…米の集団転作として生産調整を行うため、耕地を3ブロックに分け、水稻以外の作物を順次、移動させて作付けする方法

【市民等に期待される役割】

- ・農地の流動化への積極的な協力
- ・転作地の集団化等への協力
- ・地産地消への理解と協力

◎新たな事業創出や起業を通じたまちの活性化と人材育成

社会情勢の変化に対応するため、豊かな自然環境や農業、地場産業、大学等多くの資源との連携を促進させ、事業の創出へつなげるとともに、国の地方創生施策に注視しつつ、多様な就業機会を創り出し、新たな産業の受皿として工業団地の造成を検討します。あわせて、起業家を支援するとともに、就労機会を確保するため職業訓練を支援し、人材育成を図ります。

また、広域幹線道路ネットワークの強化に合わせ、関宿地域の活性化策等、新しい産業を創出し、地方創生につながる施策を検討します。

都市計画分野の整合を図り、野田市都市計画マスタープランの見直しを行います。

【主な事業】

- ・工業振興・活性化方策の検討
- ・産学官交流の推進
- ・地域職業訓練協会への支援
- ・雇用促進奨励金の交付
- ・起業家支援事業
- ・農業経営高度化の推進

・土地区画整理事業による工業団地整備事業

【関連する野田市の計画】

・野田市都市計画マスタープラン

【市民等に期待される役割】

- ・地域産業振興への理解と協力

5) 指標・目標値

◎商業の魅力向上による商店街等の活性化

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)
商店会が実施するイベント、販売促進事業数	各商店会や商業団体が実施するイベントや販売促進事業数を把握することで、活性化と集客に向けた各商店会や商業団体の取組状況を指標とします。	9事業	18事業

◎農業の活性化の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (令和 12 年度)
認定農業者数（累計）	農業の活性化の推進においては、担い手の育成、確保が不可欠であり、安定的、効率的な経営体として、経営改善計画を掲げる認定農業者や農業生産法人、農事組合法人といった農業法人を育成、確保する必要があるため、認定農業者数を指標とします。 認定農業者は、経営改善計画を作成し、市の認定を受けた農業者（法人を含む。）です。地域農業を担う意欲的な農家を育てるのが目的で、認定を受けると金融措置や税制措置等の支援が受けられます。	103 人 (うち法人 7)	200 人 (うち法人 14)

◎新たな事業創出や起業を通じたまちの活性化と人材育成

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (令和 12 年度)
工業関係事業所の製造品出荷額	市内工業関係の事業所の製造品出荷額を把握し、工業振興、活性化施策の指標とします。	3,625 億円 (平成 24 年工業統計調査より)	4,713 億円

●基本方針2 観光・イベントの振興

1) 市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
87	まつりやイベント等の活用、効果的な情報発信による新たなにぎわいの創出	◎まつりやイベントの活用
88	各種地域資源等の活用・PRによる交流人口の拡大	◎地域資源を活用した交流人口の拡大

2) 基本方針

野田市には、多くの歴史、文化資源が存在しており、コウノトリをシンボルとした自然環境や生物多様性の保全、再生、利活用に向けた取組を進めています。このような多様な地域資源を活用し、それらを効果的に結び付けて観光資源の魅力を高め、情報を発信することで野田市独自の観光振興につなげるとともに、交流人口を拡大することが求められています。

そのため、市民、市民団体、企業等と連携した観光資源の開発や掘り起こし、まつり、イベント等の開催を通じて、にぎわいの創出に取り組むとともに、ホームページ、マスメディア等を活用し、広く効果的に野田市の魅力を情報発信します。

3) 施策の体系

基本方針	施策	主な事業
■観光・イベントの振興   	◎まつりやイベントの活用	・地域イベント・まつりの振興 ・観光PRの推進 ・観光資源の洗い出し ・観光集客事業の促進 ・コウノトリの舞う里づくり ・サイクリングロードの整備 ・スポーツ推進都市宣言の推進
	◎地域資源を活用した交流人口の拡大	・道の駅整備事業 ・野田市の魅力発信事業 ・スポーツ推進都市宣言の推進（再掲） ・コウノトリの舞う里づくり ・地域資源を効果的に結び付けた回遊観光ルートづくりの検討 ・総合公園周辺における地域資源の連携の検討 ・博物館機能の充実 ・ふれあいのみちすじ標柱設置の推進 ・サイクリングロードの整備 ・江戸川舟運の推進

4) 施策の内容

◎まつりやイベントの活用

伝統行事を振興するとともに、市内各地で開催されている夏まつりを一つのイベントとして市外への情報発信を行い、**つつ、まつりやイベントの充実により、観光のPRの推進を図り、にぎわいの創出に取り組みます。**

ウォーキング大会や市民大会などのスポーツイベントを通じて、全ての市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創設するため、スポーツ推進都市宣言を行うとともに、スポーツ推進計画の見直しを図り、ハード・ソフトの両面のスポーツ環境の充実を図ります。

【主な事業】

- ・地域イベント・まつりの振興
- ・観光PRの推進
- ・観光資源の洗い出し
- ・観光集客事業の促進
- ・コウノトリの舞う里づくり
- ・サイクリングロードの整備
- ・**スポーツ推進都市宣言の推進**

【市民等に期待される役割】

- ・地域イベント・まつりへの積極的な参加
- ・観光資源の再認識
- ・観光資源の保存と活用への理解と協力
- ・スポーツ活動への自主的な参加

◎地域資源を活用した交流人口の拡大

歴史的建造物や豊かな自然等の地域資源を活用し、市外からの集客を高めるための情報発信を行います。また、環境に優しく住みやすい野田市を広くPRするため、コウノトリをシンボルとした生物多様性を積極的に情報発信し、交流人口の拡大を図ります。

市民が直接参加しながら学び、研究し、交流する場としての博物館として、特別展・企画展を充実させ、市民が地域の歴史や文化を学び、愛着や誇りを持てるようにします。また、野田市の伝統文化や文化遺産等の意義や価値を評価し、適切な保存に努めるとともに、快適で心地よい生活環境を実現するため、これらの文化遺産等を整備活用したまちづくりを進めます。

また、野田市の地域資源の掘り起こしを行うとともに、野田市の魅力をあらゆる角度から、情報発信します。

スポーツを通じて全ての市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創設するため、**スポーツ推進都市宣言を行い、**年齢や性別、障がい等を問わず、広く市民が適性等にに応じてスポーツに参加することができるようスポーツ施設を改修するとともに、スポーツ情報を提供するなど、ハード・ソフトの両面からスポーツ環境を整備します。

野田市の特性と特色ある地域資源を活かし、魅力発信拠点、賑わい創出拠点及び防災拠点となる「道の駅」を整備します。

【主な事業】

- ・道の駅整備事業
- ・野田市の魅力発信事業
- ・スポーツ推進都市宣言の推進（再掲）
- ・コウノトリの舞う里づくり
- ・地域資源を効果的に結び付けた回遊観光ルートづくりの検討
- ・総合公園周辺における地域資源の連携の検討
- ・博物館機能の充実
- ・ふれあいのみちすじ標柱設置の推進
- ・サイクリングロードの整備
- ・江戸川舟運の推進

【関連する野田市の計画】

- ・野田市スポーツ推進計画

【市民等に期待される役割】

- ・生物多様性の取組への理解と協力
- ・資源循環型農業への理解と協力
- ・来訪者への理解と協力（おもてなし）
- ・居住する地域への理解
- ・文化事業への自主的な参加
- ・文化財保護への理解と協力
- ・スポーツ活動への自主的な参加

5) 指標・目標値

◎まつりやイベントの活用

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (令和 12 年度)
観光イベントの入込客数	観光イベント(さくらまつり、つつじまつり、関宿城まつり、野田みこしパレード、野田夏まつり躍り七夕、関宿まつり、産業祭)の観光客数を把握し、観光イベントに対する関心度と観光PRの指標とします。	664,000 人	744,000 人 (令和 5 年度から令和 12 年度までの最大入込客数)

◎地域資源を活用した交流人口の拡大

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (令和 12 年度)
博物館の入館者数	郷土博物館、鈴木貴太郎記念館の入館者数	郷土博物館 31,328 人 鈴木貴太郎記念館 4,811 人	郷土博物館 34,500 人 鈴木貴太郎記念館 5,400 人

基本目標6 活力とにぎわいに満ちた都市

●基本方針3 定住の促進

1) 市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
89	生活環境の整備と魅力向上による定住の促進	◎生活環境の充実と情報発信の強化
90	文化・教育水準の向上	◎文化・教育水準の向上
91	計画的なまちづくりの推進	◎魅力ある計画的なまちづくりの推進
92	駅前整備の推進	
93	福祉のまちづくりの推進	

2) 基本方針

持続可能なまちづくりを進めるためには、定住促進を図り、定住人口を増加させることが必要です。

そのため、東京直結鉄道の整備等の公共交通の充実により魅力ある生活環境を整えるとともに、広く効果的な情報発信を行い、教育や福祉の充実による子育て世代の増加や、雇用創出等による若者層の定住促進を図ります。

また、生涯学習のための人材の確保やプログラムの充実等、市民の誰もが意欲的に学ぶことができる環境を整備し、市民の文化・教育水準を高めることで、まちの魅力を高めます。

誰もが安心して暮らせる魅力ある野田市の実現に向けて、中心市街地や駅前等の整備、住宅地整備等にも取り組んでいます。今後も、地域特性や自然環境を活かしながら、バリアフリーの視点を踏まえた都市整備を推進し、計画的なまちづくりに取り組みます。

3) 施策の体系

基本方針	施策	主な事業
■定住の促進 	◎生活環境の充実と情報発信の強化	- 消費生活情報の提供強化 - 消費生活に係る相談機能の充実 - 一般社団法人野田市中心小企業勤労者福祉サービスセンターへの支援 - 子育て支援の充実 - 多様な保育サービスの充実 - 学童保育サービスの充実 - 携帯電話やモバイル端末等の活用の推進 - 市報、ホームページ等による情報提供の充実 - パブリシティ活動の強化 - 誰もが利用しやすいホームページの実現 ・野田市の魅力発信事業

基本方針	施 策	主な事業
	◎文化・教育水準の向上	・市民の学習活動への環境整備 ・公民館サービスの充実 ・博物館機能の充実 ・図書館資料・情報提供機能の充実 ・文化会館委託文化事業の充実 ・少人数指導の推進 ・大学等との連携による理数科教育の充実 ・英語教育の充実 ・キャリア教育の充実 ・土曜授業
	◎魅力ある計画的なまちづくりの推進	・連続立体交差事業の促進 ・愛宕駅周辺地区のまちづくり ・野田市駅西土地区画整理事業 ・梅郷駅西土地区画整理事業 ・台町東特定土地区画整理事業 ・都市計画マスタープランの見直し ・市街地における住居の表示の整備 ・市街化調整区域の都市的土地利用 ・東京直結鉄道の整備促進 ・東京直結鉄道の整備に向けたまちづくり計画の策定

4) 施策の内容

◎生活環境の充実と情報発信の強化

全ての勤労者が生きがいを持って安心して豊かでゆとりのある生活が送れるよう、雇用の安定や勤労者の福祉の充実を図ります。

消費生活セミナー及び出前講座等を通じて、市民への消費生活知識の普及を図るとともに、弁護士との相談体制を整備し、高度で専門的な消費生活相談の強化を図ります。

持続可能なまちづくりを進めるためには、若い世代や子育て世代の定住人口を増加させることが重要であることから、教育や福祉の充実、雇用創出等により魅力ある生活環境を整えるとともに、広く効果的な情報発信を行い、子育て世代や若年層の定住を促進します。

さらに、野田市の魅力を市内外にPRするために、SNSの活用を始め、様々な手法により積極的な情報発信を行い、市への愛着などの醸成に取り組みます。

【主な事業】

- ・消費生活情報の提供強化
- ・消費生活に係る相談機能の充実
- ・一般社団法人野田市中心小企業勤労者福祉サービスセンターへの支援
- ・子育て支援の充実
- ・多様な保育サービスの充実
- ・学童保育サービスの充実
- ・携帯電話やモバイル端末※¹等の活用の推進
- ・市報、ホームページ等による情報提供の充実
- ・パブリシティ活動※²の強化

※¹ モバイル端末…携帯して利用することを想定した、小型・軽量のパソコン等のこと。

※² パブリシティ活動…マスメディアを通じた望ましい情報の伝達を目指し、報道機関に対してニュース素材を提供する広報活動

- ・誰もが利用しやすいホームページの実現

・野田市の魅力発信事業

【関連する野田市の計画】

- ・野田市エンゼルプラン（第5期計画）
- ・野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（母子家庭及び父子家庭並びに寡婦自立促進計画）

【市民等に期待される役割】

- ・消費生活セミナー等への参加
- ・一般社団法人野田市中心企業勤労者福祉サービスセンターへの積極的な参加
- ・子育て支援サービスへの理解と協力
- ・情報提供の充実への理解と協力

◎文化・教育水準の向上

市民の学習環境の整備を行うとともに、学習機会の拡充と支援に努めます。また、積極的な文化会館等の自主文化事業の展開により、優れた舞台芸術の提供や市民参加型事業など創造性のある事業を行うとともに、芸術、文化活動への啓発や、鑑賞能力の向上、文化を創造する人材の育成に努めます。

学校教育においては、主体的、創造的に自らの人生を切り開き、力強く生きていくための「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育成するため、各種教育活動の充実を図ります。特に、「確かな学力」の向上に向けて土曜授業の実施や少人数授業等講師等の雇用等により、きめ細やかで個々に応じた指導を推進します。

【主な事業】

- ・市民の学習活動への環境整備
- ・公民館サービスの充実
- ・博物館機能の充実
- ・図書館資料・情報提供機能の充実
- ・文化会館委託文化事業の充実
- ・少人数指導の推進
- ・大学等との連携による理数科教育の充実
- ・英語教育の充実
- ・キャリア教育※¹の充実
- ・土曜授業

【市民等に期待される役割】

- ・積極的、主体的な学習活動への参加
- ・芸術文化活動への自主的な参加、自らの文化創造
- ・教育施策への理解

※¹キャリア教育…児童生徒が「生きる力」を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟にかつたくましく対応し、社会人、職業人として自立していくことができるように取り組んでいくこと。

◎魅力ある計画的なまちづくりの推進

活力とにぎわいに満ちた都市を実現するため、駅周辺の計画的なまちづくりを推進し、交流の拠点づくりをすることにより、定住の促進を図ります。特に中心サービス核である愛宕駅、野田市駅周辺は東武野田線連続立体交差事業により、踏切の除却や東西市街地の一体化を図ります。あわせて、土地区画整理事業や街路事業等により都市基盤整備を推進します。このことにより、中心市街地にふさわしい駅前広場や駅前線等の整備を行い、交通渋滞の解消や自動車と歩行者の分離、バリアフリー化を図り、駅へのアクセスを向上させ、にぎわいに満ちたまちづくりの基盤を作ります。梅郷駅西側についても、土地区画整理事業により区画道路等の整備を行い、にぎわいに満ちたまちづくりの基盤を作ります。

また、無秩序な市街地形成を抑制し、秩序ある快適な市街地形成を図るため、土地区画整理事業により、道路、公園等の公共施設の整備を計画的に行い、良好な居住環境を提供し、定住の促進を図ります。

さらに、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域ですが、幹線道路沿道や既存の工業地の周辺の一定規模以上の土地に、流通業務、工場、観光、レクリエーション等の地域の振興又は発展に寄与するような、市街化調整区域の適正な土地利用を図ります。

魅力ある計画的なまちづくりを推進するため、市民の通勤、通学等日常生活の利便性の向上に向けて、東京直結鉄道の整備を促進するとともに、東京直結鉄道整備の進捗に合わせて、土地利用計画の変更を含め、総合的なまちづくり計画を検討します。

総合計画の見直しに合わせ、都市計画分野の整合を図り、野田市都市計画マスタープランの見直しを行います。

【主な事業】

- ・連続立体交差事業の促進
- ・愛宕駅周辺地区のまちづくり
- ・野田市駅西土地区画整理事業
- ・梅郷駅西土地区画整理事業
- ・次木親野井特定土地区画整理事業
- ・台町東特定土地区画整理事業
- ・都市計画マスタープランの見直し
- ・市街地における住居の表示の整備
- ・市街化調整区域の都市的土地利用
- ・東京直結鉄道の整備促進
- ・東京直結鉄道の整備に向けたまちづくり計画の策定

【関連する野田市の計画】

- ・野田市国土強靱化地域計画
- ・野田市移動円滑化基本構想
- ・野田市都市計画マスタープラン
- ・野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- ・社会資本総合整備計画（土地区画整理事業）

【市民等に期待される役割】

- ・ 駅周辺整備への理解と協力
- ・ 秩序ある市街地形成に向けた土地区画整理事業による整備への理解と協力
- ・ 都市計画マスタープランの見直しに伴う説明会等への積極的な参加
- ・ 住居の表示の整備への理解と協力

5) 指標・目標値

◎生活環境の充実と情報発信の強化

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (令和 12 年度)
出前講座の受講者数	出前講座を通じて、消費者・消費団体への消費生活知識の普及を目指すため、受講人数を指標とします。	100 人	900 人
市ホームページ年間アクセス数	パソコンやスマートフォン等の情報通信機器の普及に伴い、ホームページによる情報の充実を図り、より多くの市民に情報を提供することを目的に、市ホームページの年間アクセス数の増加を図ります。	851,814 件	1,773,000 件

◎文化・教育水準の向上

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (令和 12 年度)
自主文化事業入場者数	文化会館大ホール、野田公民館小ホールを利用して開催する自主文化事業の入場者数	7,605 人	10,000 人
児童生徒に対する調査の中で、「自分の考えを深めたり、広げたりできていると思う。」と回答した児童生徒の割合	様々な教育活動を通じて、児童生徒の思考力・判断力・表現力を高めます。	小学校 63.8% 中学校 62.1%	小学校 80% 中学校 80%

◎魅力ある計画的なまちづくりの推進

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (令和 12 年度)
連続立体交差事業の進捗率	連続立体交差事業の完成により、渋滞解消及び踏切事故解消による安全確保、東西市街地の一体化が図られるため、事業完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。	9.6%	100%
愛宕駅東口駅前広場整備事業の進捗率	愛宕駅東口駅前広場整備事業の完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。	85.6%	100%

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (令和 12 年度)
愛宕駅西口駅前 広場整備事業の 進捗率	愛宕駅西口駅前広場整備事業の完了時期が 分かる事業進捗率を指標とします。	0%	100%
野田市駅西土地 区画整理事業の 進捗率	駅前広場や駅前線等の整備を行い、安全で快 適なまちづくりを実現するため、土地区画整 理事業の整備完了時期が分かる事業進捗率 を指標とします。	8.7%	100%
梅郷駅西土地区 画整理事業の進 捗率	梅郷駅西土地区画整理事業の整備完了時期 が分かる事業進捗率を指標とします。	89.4%	100%
字の入り組み及 び飛地の解消か 所数（累計）	住居の表示の整備方針（平成 19 年 2 月 1 日策定）に基づき、これまでに 14 か所を実 施しており、さらに、平成 23 年度に飛地の 解消の候補地として選定した 25 か所のうち 未実施の 23 か所を対象に、地元住民の意向 を調査しながら当該箇所を整備します。	8 か所	37 か所

市内の小中学生の声

「市長と話そう集会」より

野田市の将来を担う子どもたちからの意見として、市内の小中学校で実施している「市長と話そう集会」での意見を「市内の小中学生の声」としてまとめました。

これらの意見はすぐに実施できるものから、実施までに時間を要するものなど、すべてが総合計画の各施策や事業へ反映しているものではありません。

基本目標 1 自然環境と調和するうるおいのある都市

●基本方針 1 自然環境の保全・再生・利活用の推進

◎環境保全の推進

- ・コウノトリを中心とした生物多様性の取組をもっとアピールする。(東部中学校)
- ・野田市で有名な醤油やコウノトリを前面に出したまちづくりをする。(南部中学校)
- ・コウノトリの保護の取組は、世界的な自然破壊や生物種の減少などの状況を考えてと良いことだと思う。(第一中学校)
- ・世界的に課題となっている温暖化や生物種の減少から、生物多様性の取組を今後も維持してもらいたい。(東部中学校)
- ・宅地開発のための森林伐採と植樹のバランスを考慮したまちづくりをする。(第一中学校)
- ・地球温暖化対策のためにも、みどり溢れる野田市を目指していく。(みずき小学校)

◎自然と調和した農業の推進

- ・枝豆や黒酢米をブランド化することで、野田市をPRする。(東部中学校)
- ・野田市は関東ローム層で土地が肥沃なので、もっと農業に力を入れる。(第二中学校)
- ・若い人たちに農業を推進する。(二川小)

●基本方針 2 循環型社会の推進

◎不法投棄の撲滅・環境美化の推進

- ・きれいな街並みは人が集まるため、集めたゴミの量で順位付けするようなクリーン作戦を実施する。(東部中学校)
- ・働き方の多様化にあわせて、ごみの夜間収集など収集時間の多様化を検討していく。(北部中学校)
- ・人目に付く看板などにより、効果的な「ポイ捨て禁止」の啓発をする。(二ツ塚小学校)
- ・ごみは同じ場所に捨てられる傾向があるので、集中的な対策をする。(関宿中央小学校)

◎ごみの減量・リサイクルの推進

- ・ごみ処分場からの煙や排水は、環境に影響がないものにする。(東部中学校)

◎再生エネルギーの利活用

- ・地球環境を守るためにも野田市の環境を守っていく。(岩木小学校)
- ・地球温暖化の対策を積極的に行う。(岩木小学校)

●基本方針3 生活環境の整備

◎環境汚染・公害等への対応

- ・ごみ処分場からの煙や排水は、環境に影響がないものにする。(東部中学校)

◎上下水道の整備促進

- ・ご当地マンホールを設置する。(福田中学校)

◎水質の浄化・浄化槽の適正管理

基本目標２ 生き生きと健やかに暮らせる都市

●基本方針１ 支え合いによる福祉のまちづくりの推進

◎地域の支え合いによる福祉のまちづくりの推進

- ・高齢者が地域（近所）の方と触れ合える（話し合える）施設を作る。
（木間ヶ瀬小学校）

◎高齢者の生きがいづくり

◎高齢者福祉サービスの充実

- ・高齢者の方々が楽に暮らせる施設を作る。（関宿中央小学校）
- ・高齢者の安否確認を含めたゴミ収集（個別収集）を行う。（岩名中学校）

◎介護保険事業の充実

◎障がい者福祉の充実

◎市民生活の安定と自立の促進

●基本方針２ 子どもの健全育成と子育て環境の充実

◎子どもの健全育成の推進

- ・学童保育所を広くする。（福田第二小学校）

◎安心できる子育て環境の整備

- ・一時預かり保育所や駅前保育所などを設置することで子育て支援策を充実させる。
（東部中学校）
- ・若者の定住人口を増やすため、駅前に保育所や幼稚園を開設する。
- ・給食費や子どもの医療費に予算を使うことで定住人口が増えると思う。
（第一中学校）
- ・保育園や幼稚園に入りやすくする取り組みをする。（福田中学校）

●基本方針３ 健康づくりの推進と地域医療の充実

◎市民の健康づくりの推進

- ・コロナ禍ならではの取組をする。（福田第一小学校）
- ・新型コロナウイルスに感染しないための取組をする。（二ツ塚小学校）

◎地域医療体制の充実

◎母子保健・医療の充実

- ・子育てにはお金がかかると思うので、高校生まで医療費を無料にする。（東部中学校）

◎高齢者医療の充実

◎障がい者医療の充実

基本目標3 豊かな心と個性を育む都市

●基本方針1 質の高い学校教育の実現

◎子どもの学力の向上や、個性・能力を伸ばす教育の推進

- ・英語力向上のためにALTの先生を通年配置する。(東部中学校)
- ・ALTの先生の配置するなど、英語授業の充実を図る。(東部中学校)
- ・習い事があるので土曜授業の日数を減らすことを考える。(北部小学校)
- ・サポートティーチャーがいる授業は理解度が増すので、多くの授業で取り入れるべきである。(東部中学校)
- ・土曜授業の良い点と悪い点の理解を深めて実施する。(南部中学校)
- ・他市では実施していないので土曜授業を止める。(二川中学校)
- ・未来塾のように剣道などの競技についても、無償の稽古会のようなものを実施する。(北部中学校)
- ・野田市をアピールするために市立高校を設置する。(第二中学校)

◎家庭・地域の教育力の向上

◎子ども・若者の健全育成

- ・イジメや虐待をなくすために教育機関の強化を図る。(東部小学校)

◎学校における教育環境の整備や安全安心健康の確保

- ・学校の校舎内や体育館などの施設についても、バリアフリー化を進め、障がいのある小中学生が安心して学校生活を送れるようにする。(南部中学校)
- ・トイレをきれいにする。(関宿中央小学校)
- ・授業効率も上がり、感染対策にもなることから、市内の中学生全員にタブレットを配布する。(南部中学校)
- ・自校給食とセンター給食の差をなくす。(第二中学校)
- ・木の椅子やロッカーが老朽化しているので交換する。(北部中学校)
- ・インターネット環境を良くする。(関宿小学校)
- ・給食をもっとおいしいものにする。(山崎小学校)
- ・学校のトイレは和式が多いので洋式に変えていく。(二ツ塚小学校)
- ・学校に給水器を設置する。(川間中学校)
- ・体育館にエアコンを設置する。(尾崎小学校)

◎学校人権教育の推進

●基本方針2 生涯学習や郷土愛を育む学習の推進

◎生涯学習の推進

◎郷土愛を育む学習の推進

- ・学校給食に郷土料理を取り入れることで郷土愛を育む。(関宿小学校)
- ・鈴木貴太郎記念館を修繕する。(関宿小学校)

◎生涯スポーツの推進

●基本方針3 国際交流の推進

◎国際的な交流と協力の推進

基本目標 4 安全で利便性の高い快適な都市

●基本方針 1 防犯・防災対策の推進

◎防犯まちづくりの推進

- ・街灯を増やして安全なまちづくりをする。（北部中学校）
- ・安全で安心して暮らせるまちづくりを目指していく。（関宿小学校）

◎防災まちづくりの推進

- ・災害から身を守るためには日頃から避難方法や避難場所を知っておく必要があることから、地区別などで定期的に避難訓練を実施する。（尾崎小学校）
- ・他市と災害に関する協定を締結する。（東部中学校）
- ・小中学生合同の避難訓練を実施する。（岩名中学校）
- ・災害による被害の軽減のため、ハザードマップの確認を促し、簡単に見ることができるようにする。（南部中学校）
- ・野田市は河川に囲まれているので、水害対策に力を入れる。（七光台小学校）
- ・災害発生後の対応にも力を入れる。（木間ヶ瀬小学校）

◎消防体制の充実

●基本方針 2 安全で快適な都市基盤の整備

◎交通安全の推進

◎道路交通体系の整備

- ・障害物がなく、点字ブロックが配置された道路を整備することで、目の不自由な方や障がい者の方が安心して暮らせるまちづくりをする。（関宿小学校）
- ・標識の設置やゾーン 30 などの交通安全対策を図る。（福田中学校）
- ・ガードレールの設置など交通安全対策を充実させる。（北部中学校）

◎魅力ある景観の形成

- ・電柱の地中化をすることで景観を良くする。（二ツ塚小学校）
- ・お花があふれるまちづくりをする。（関宿小学校）

◎地域による公園等利活用の促進

- ・ベンチとトイレが充実した公園を整備する。（関宿中央小学校）
- ・遊具がたくさんある公園を作る。（北部小学校）
- ・バスケットゴールやサッカーゴールがある公園を作る。（七光台小学校）

◎道路等の都市インフラの安全性と利便性の確保

- ・新たに建物を建築するだけでなく、修繕なども有効に活用する。（福田第一小学校）
- ・東武野田線以外の鉄道も誘致する。（福田第二小学校）

◎個性と魅力あふれる市街地の形成

- ・市内の駅にショッピングモールを誘致する。（福田第二小）
- ・若者にとって魅力的なまちづくり政策を実施する。（福田中）

●基本方針３ 公共交通の充実

◎鉄道や市内バス等の公共交通環境の充実

- 都内への通勤者をターゲットとした人口増施策として、東京直結鉄道を実現する。
（第二中学校）
- 野田市の人口を増加させるために地下鉄 8 号線を実現させる。
（福田中学校）
- 新たな交通手段として水上バスを運行して、野田市を活性化させる。（二川中学校）
- 東武野田線以外の鉄道も誘致する。（福田第二小学校）
- 民間バスやまめバスの本数を増やす。（関宿中学校）

基本目標5 市民がふれあい協働する都市

●基本方針1 協働によるまちづくりの推進

◎市民参加を促進する仕組みづくり

- ・小中学生との「市長と話そう集会」のように「高齢者と話そう集会」を実施するなど、多くの市民の意見を吸い上げ、より良いまちづくりに繋げる。（福田中学校）

◎協働の仕組みづくりの推進

◎互いに支え合う地域づくりの推進

◎ふれあい、交流の拠点づくり

◎地域コミュニティの強化

●基本方針2 情報発信・共有の充実

◎迅速・的確な情報提供

- ・フェイスブックや動画配信により、市の魅力を発信する。また、魅力あるものを市役所で展示する。（東部中学校）
- ・市内全域で Wi-Fi 環境を整備していく。（第二中学校）
- ・野田市の PR 動画を作成する。（東部中学校）

●基本方針3 人権尊重・男女共同参画社会の推進

◎人権教育の推進

◎男女共同参画社会の推進

●基本方針1 地域産業の振興

◎商業の魅力向上による商店街等の活性化

- ・商業施設を誘致することで定住人口を増やす。(関宿中学校)
- ・商店街を活性化することで野田市を賑わいのあるまちにする。(尾崎小学校)
- ・商業施設の建設を促す。(福田中学校)

◎農業の活性化の推進

- ・野田市は関東ローム層で土地が肥沃なので、もっと農業に力を入れる。(第二中学校)
- ・特産品を増やすことで活性化を図る。(関宿中学校)
- ・若い人たちに農業を推進する。(二川小学校)

◎新たな事業創出や起業を通じたまちの活性化と人材育成

- ・若者にとって魅力的なまちづくり政策を実施する。(福田中学校)
- ・商業施設の建設を促す。(福田中学校)
- ・関宿の自然を生かした行事や観光施設を作り、賑わいのある関宿地域とする。(関宿中学校)

●基本方針2 観光・イベントの振興

◎まつりやイベントの活用

- ・地域行事へ積極的に参加することにより、地域での信頼関係が生まれるため、野田市独自の魅力あるイベントを開催することで市民の積極的な参加を促す。(第二中学校)
- ・人を集めるために、清水公園などの観光スポットをPRしたり、新たに作ったりする。(尾崎小学校)
- ・ゆるキャラによる野田市のPRを図っていく。(北部中学校)
- ・B級グルメ大会を利用して観光客の増加を図る。(北部中学校)
- ・お祭りなどのイベントを増やすことで野田市を活気付ける。(みずき小学校)
- ・魅力的な施設であるコウノトリの里行きの専用バスを開通することで野田市をPRする。(東部中学校)
- ・野田市の特産品を広めるためなど、一体感のある行事を実施する。(東部中学校)
- ・野田市を活性化させるために観光名所を増やす。(南部中学校)
- ・黒酢米などの特産品をPRできる祭りを開催する。(川間中学校)
- ・野田市の良いところをアピールすることで、観光客の増加を図る。(福田中学校)
- ・コウノトリが放鳥されていることを観光の目玉としたアピールをする。(東部中学校)

◎地域資源を活用した交流人口の拡大

- ・色々な地域の人たちが交流できる道の駅を建設する。（関宿小学校）
- ・道の駅やショッピングモールなどは、市外からの集客に有効な手段となる。（福田中学校）
- ・道の駅を建設することで、野田市の特産品をアピールしていく。（関宿小学校）
- ・野田市発祥のプロサッカーチームを作ること、市民が一体となることができるまちづくりをする。（第二中学校）
- ・立地が良い場所に野田の特産品が充実した道の駅を建設する。（第二中学校）
- ・野田市は自然が豊かであり、三方向を川で囲まれている特徴的な点をアピールしていく。（南部中学校）
- ・野田市内ある多くの素敵な場所の認知度を上げることで野田市の魅力を向上させる。（南部中学校）
- ・特産品である醤油などを利用して、野田市の魅力を市外に PR する。（第二中学校）

●基本方針３ 定住の促進

◎生活環境の充実と情報発信の強化

- ・ふるさと納税制度を利用して、魅力ある記念品を掘り起こすことにより、市外から若者を呼び込む。（第二中学校）
- ・若者の定住人口を増やすため、駅前に保育所や幼稚園を開設する。（東部中学校）
- ・給食費や子どもの医療費に予算を使うことで定住人口を増やす。（第一中学校）
- ・他市に自慢できることを増やす。（川間小学校）
- ・フェイスブックや動画配信により、市の魅力を発信する。また、魅力あるものを市役所で展示する。（東部中学校）

◎文化・教育水準の向上

- ・野田市をアピールするために市立高校を設置する。（第二中学校）
- ・外国人の先生による英語教育を充実させる。（東部中学校）
- ・学校の規模の差を調整する。（東部中学校）
- ・土曜授業の良い点と悪い点の理解を深めて実施する。（南部中学校）

◎魅力ある計画的なまちづくりの推進

- ・未利用地を住宅街にすることで人口増を目指す。（川間中学校）
- ・都内への通勤者をターゲットとした人口増施策として、東京直結鉄道を実現する。（第二中学校）
- ・野田市の人口を増加させるために地下鉄 8 号線を実現させる。（福田中学校）

○野田市総合計画審議会条例

昭和 44 年 7 月 1 日

野田市条例第 11 号

注 平成 18 年 9 月から改正経過を注記した。

(設置)

第 1 条 本市に地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、野田市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画の樹立、調整、その他、その実施に関し、必要な調査及び審議を行うものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 26 人以内で組織する。

2 委員のうち 1 人以上は、公募に応じた市民とするものとする。

3 委員は、市長が委嘱する。

4 委員の任期は 2 年とし、再任されることを妨げない。

5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平 18 条例 33・平 24 条例 18・一部改正)

(会長、副会長)

第 4 条 審議会に会長、副会長各 1 名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の事務)

第 6 条 審議会の事務は、市長の定める課において所掌する。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平 24 条例 18・追加)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(他の条例の一部改正)

- 2 野田市特別職の職員の費用弁償及び旅費に関する条例(昭和 26 年野田市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 6 号を次のように改める。

(6) 総合計画審議会の委員

(他の条例の廃止)

- 3 野田市建設審議会条例(昭和 32 年野田市条例第 21 号)は、廃止する。

附 則(平成 10 年 3 月 30 日野田市条例第 1 号)

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 12 月 27 日野田市条例第 23 号)

この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 9 月 29 日野田市条例第 33 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 13 日野田市条例第 18 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。